

労働時間制度等に関する実態調査結果について（概要）

労働時間制度等に関する実態調査 概要

調査目的	働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）の附則及び附帯決議に基づき、労働時間制度等の見直し及び労働基準法等の改正を検討する際の基礎資料を得るため、労働時間制度等の実態を把握すること。
対象者	事業所調査：事業所母集団データベース（令和4年次フレーム（確報））のうち、日本標準産業分類大分類（※）に属する常用労働者1人以上を雇用する民営事業所から、産業、事業所規模別に層化抽出法により選定した事業所 ※ 日本標準産業分類に掲げる大分類Aのうち中分類01「農業」、大分類B「漁業」、大分類Nのうち小分類792「家事サービス」、大分類Rのうち中分類96「外国公務」、大分類S「公務（他に分類されるものを除く）」、大分類T「分類不能の産業」を除く。 個人調査：事業所調査の対象事業所から、常用労働者数に応じて個人調査の対象とする事業所を無作為抽出し、当該事業所が抽出要領に基づき抽出した労働者
調査期間	令和6年9月21日～令和6年10月21日
実施主体	厚生労働省労働基準局労働条件政策課（調査票の配布・回収・集計について（株）イマージュに委託）
調査手法	郵送した調査票で回答又はオンラインシステムにより電子回答
調査部数	事業所調査 10,161事業所（母集団の大きさ：約370万事業所） 個人調査 17,789人（母集団の大きさ：約5,000万人）
有効回収数	事業所調査 4,921（有効回答率 48.4%） 個人調査 5,505（有効回答率 30.9%）
調査項目	時間外労働時間、年次有給休暇の取得状況、連続勤務の状況、テレワークの実態等
調査時点	令和6年6月30日時点（一部の問を除く）
公表方法	令和7年3月にe-statにて公表

（注）以降の集計において、事業所規模又は産業が不詳の回答については無効回答としている。

（注）「－」は、該当する数値がない場合を示し、「0.0」は、該当する数値はあるが、四捨五入の結果、表章単位に満たない場合を示す。

調査項目一覧（事業所調査）

カテゴリー	調査項目
基本属性	・ 所属する企業全体の常用労働者数 ・ 事業所で雇用する常用労働者数（雇用契約期間の定めの有無及び雇用形態別） ・ 労働組合の有無、適用猶予業種の業務の有無
労働時間	・ 所定労働時間（1週）、36協定の締結状況 ・ 時間外労働時間・法定休日労働時間・時間外＋法定休日労働時間それぞれの平均値及び最大値（1か月） ・ 時間外労働時間・時間外＋法定休日労働時間別人数の分布（1か月） ・ 法定休日に労働した回数（1か月） ・ 時間外労働時間が45時間を超える月数（3か月）、時間外＋法定休日労働時間が80時間を超える月数（3か月） ・ 研究開発業務従事者数、研究開発業務従事者のうち実労働時間が最長であった者の労働時間（1か月） ・ 管理監督者・機密の事務を取り扱う者の有無、それぞれの労働時間管理のルール
フレックスタイム制	・ フレックスタイム制の導入状況、最長の清算期間
勤務間インターバル	・ 勤務間インターバル制度の導入状況、勤務間インターバル制度を適用しなくてよい場合
年次有給休暇	・ 年次有給休暇のうち年5日の時季指定義務の運用方法 ・ 取得せずに残している年次有給休暇日数（平均） ・ 時効を経過した年次有給休暇の取り扱い
割増賃金	・ 所定労働時間を超えた時間外労働に対する残業代（割増賃金）を支払い始める労働時間
事業場外みなし労働時間制	・ 事業場外みなし労働時間制の適用状況、労働時間の管理方法 ・ 事業場外みなし労働時間制適用労働者について、「労働時間を算定しがたいとき」に当てはまる場合
テレワーク	・ テレワークを行う労働者に適用している労働時間制度 ・ 適用されている労働時間制度別テレワーク中の始業・終業時間及び中抜け時間の管理方法 ・ テレワークを行う労働者について「労働時間を算定しがたいとき」に当てはまる場合
つながらない権利	・ 勤務時間外の業務連絡に関するルールの設定状況
副業・兼業	・ 副業・兼業の許可・受入制度の有無 ・ 雇用・非雇用別副業・兼業を行っている人数、副業・兼業として受け入れている人数 ・ 副業・兼業の場合の割増賃金の支払い状況
人事労務関係書類の保存	・ 人事労務管理関係書類の保存期間、紙媒体で保存しているものを電子保存しない理由

調査項目一覧（個人調査）

カテゴリー	調査項目
属性	・年齢・性別、就業形態、現在の職業 ・雇用契約期間 ・適用猶予業種に従事しているか
労働時間制度等	・適用されている労働時間制度 ・所定労働時間（1日・1週） ・平均残業時間（1か月） ・1年間で月の時間外労働時間が45時間を超えた回数 ・3か月間の休日出勤回数、3か月間の最大連続勤務日数
年次有給休暇	・時間単位の年次有給休暇の上限日数（5日）についての考え及びその理由 ・年次有給休暇のうち時季指定義務が課されている5日の取得方法 ・1年間で年次有給休暇を取得した日数 ・年次有給休暇の期末時点での残日数、年次有給休暇を取り残す理由
勤務間インターバル	・前日の勤務終了から翌日の勤務開始までの時間の長さ（平均） ・11時間のインターバルを取得義務とした場合の支障
健康管理	・これまでに利用したことのある事業所の健康管理のための取組み
テレワーク	・1日の所定労働時間の半分以上テレワークを行う頻度（1週） ・テレワーク中の中抜け時間の取扱い方法 ・テレワーク中の中抜け時間の平均時間（1日）
副業・兼業	・副業・兼業を行っているか ・副業・兼業に従事している時間（1か月） ・本業の関連会社で副業・兼業を行うこととした理由

目次

1. 事業所調査	6
01 基本属性	7
02 労働時間	12
03 フレックスタイム制	34
04 勤務間インターバル	36
05 年次有給休暇	44
06 割増賃金	51
07 事業場外みなし労働時間制	53
08 テレワーク	55
09 つながらない権利	59
10 副業・兼業	61
11 人事労務関係書類の保存	65

ひと、くらし、みらいのために

目次（つづき）

2. 個人調査	69
01 基本属性	70
02 労働時間制度等	78
03 年次有給休暇	93
04 勤務間インターバル	106
05 健康管理	117
06 テレワーク	119
07 副業・兼業	125

1. 事業所調査

2. 個人調査

(注)

- 事業所調査は、「1人以上」の常用労働者を雇用する民営事業所を対象としているため、単純集計の結果にはこのような小規模の事業所の回答結果が反映されていることに留意が必要。
- 構成割合は四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合がある。
- クロス集計については、「無回答・不詳」及び雇用形態の「その他」についての掲載は省略している。

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

1. 事業所調査

01 基本属性

02 労働時間

03 フレックスタイム制

04 勤務間インターバル

05 年次有給休暇

06 割増賃金

07 事業場外みなし労働時間制

08 テレワーク

09 つながらない権利

10 副業・兼業

11 人事労務関係書類の保存

ひと、くらし、みらいのために

基本属性①

企業*1規模（常用労働者数*2）

(SA)

企業規模 (常用労働者数)	割合 (%)	
1～9人	58.1	(n=1,194)
10～29人	12.9	(n=539)
30～49人	3.4	(n=373)
50～99人	4.6	(n=533)
100～299人	4.7	(n=630)
300～499人	2.7	(n=303)
500～999人	4.4	(n=325)
1,000人以上	9.2	(n=1,024)

事業所規模（常用労働者数*2）

(SA)

事業所規模 (常用労働者数)	割合 (%)	
1～9人	71.3	(n=1,642)
10～29人	20.4	(n=938)
30～49人	4.0	(n=598)
50～99人	2.6	(n=659)
100～299人	1.3	(n=676)
300人以上	0.3	(n=408)

*1：本社、支社、工場、営業所等を合わせた全体

*2：事業場に直接雇用されている労働者で、期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇われている者をいう。他事業所に派遣している派遣労働者も含む。

なお、別企業に出向している者や、直接雇用されずに、事業所内で就業する者（派遣労働者及び請負労働者）は含まない。

基本属性②

産業

業種	(SA)	
	割合 (%)	
林業	0.1	(n =158)
鉱業、採石業、砂利採取業	0.0	(n =127)
建設業	10.0	(n =166)
製造業	8.8	(n =176)
電気・ガス・熱供給・水道業	0.2	(n =119)
情報通信業	1.6	(n =374)
運輸業、郵便業	3.1	(n =865)
卸売業、小売業	25.3	(n =153)
金融業、保険業	1.9	(n =127)
不動産業、物品賃貸業	4.5	(n =267)
学術研究、専門・技術サービス業	4.7	(n =484)
宿泊業、飲食サービス業	11.2	(n =217)
生活関連サービス業、娯楽業（家事サービス業を除く）	6.3	(n =749)
教育、学習支援業	2.8	(n =184)
医療、福祉業	11.1	(n =195)
複合サービス事業	0.8	(n =248)
サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く）	7.6	(n =312)

基本属性③

雇用契約期間の有無、雇用形態別常用労働者*1割合

(該当労働者数を整数値で回答)

常用労働者の雇用形態	割合（合計）（％）	うち無期雇用（％）	うち有期雇用（％）
全労働者計	100.0	76.3	23.7
正社員*2	60.7	57.5（94.7）	3.2（5.3）
契約社員又は嘱託社員*3	7.7	2.4（31.1）	5.3（68.9）
パートタイム労働者又は アルバイト労働者*4	29.4	15.1（51.5）	14.2（48.5）
その他	2.2	1.3（58.3）	0.9（41.7）

(注) ()は当該雇用形態の合計を100としたときの割合を指す。

(注) 労働時間制度等に関する実態調査の調査票情報を、労働基準局労働条件政策課において特別集計

行っている業務が適用猶予業種に当てはまるか

(MA)

適用猶予業種の業務を行っている割合	割合（％）	
工作物の建設の事業	8.4	(n=176)
自動車運転の業務*5	4.9	(n=557)
医業に従事する医師を雇用している	2.2	(n=100)
鹿児島県、沖縄県における砂糖を製造する事業	0.0	(n=1)
上記のいずれにも当てはまらない	83.9	(n=4,099)

*1：事業場に直接雇用されている労働者で、期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇われている者をいう。他事業所に派遣している派遣労働者も含む。

なお、別企業に出向している者や、直接雇用されずに、事業所内で就業する者（派遣労働者及び請負労働者）は含まない。

*2：常用労働者のうち、正社員と呼称される者

*3：常用労働者のうち、契約社員又は嘱託社員と呼称される者

*4：常用労働者のうち、パートタイム労働者又はアルバイト労働者と呼称される者

*5：トラック・バス・タクシーなど、自動車の運転を行うことを業務としている場合を指す。

労働組合の有無

労働組合の有無

(SA)

割合 (%)		計	過半数組合 ^{*1} のみがある	過半数組合ではない 労働組合のみがある	過半数組合と過半数組合 ではない労働組合がある	労働組合はない
全事業所計		100.0	6.3	2.4	0.5	90.2
企業規模	1～9人	100.0(58.1)	1.7	0.6	0.1	97.4
	10～29人	100.0(12.9)	2.9	0.4	—	93.7
	30～49人	100.0(3.4)	3.9	0.7	0.2	95.2
	50～99人	100.0(4.6)	5.4	5.3	0.7	88.6
	100～299人	100.0(4.7)	19.5	5.1	4.6	69.7
	300～499人	100.0(2.7)	12.4	6.7	0.1	80.7
	500～999人	100.0(4.4)	14.1	6.8	1.9	77.3
	1000人以上	100.0(9.2)	29.3	10.7	0.7	58.3
事業所規模	1～9人	100.0(71.3)	3.3	1.8	0.2	93.9
	10～29人	100.0(20.4)	10.9	3.1	1.1	85.0
	30～49人	100.0(4.0)	17.4	3.1	1.2	77.6
	50～99人	100.0(2.6)	19.1	8.7	0.7	70.6
	100～299人	100.0(1.3)	31.4	7.2	1.3	60.2
	300人以上	100.0(0.3)	38.1	13.3	0.9	47.6

* 1 : 事業所の労働者の過半数で組織する労働組合

1. 事業所調査

01 基本属性

02 労働時間

03 フレックスタイム制

04 勤務間インターバル

05 年次有給休暇

06 割増賃金

07 事業場外みなし労働時間制

08 テレワーク

09 つながらない権利

10 副業・兼業

11 人事労務関係書類の保存

所定労働時間

(研究開発業務従事者、管理監督者、機密の事務を取り扱う者、監視・断続労働者、高度プロフェッショナル制度適用者を除く)

所定労働時間*1 (1週)

(時間・分を整数値で回答)

所定労働時間 (1週)	全事業所計 (%)	(参考) 事業所規模10人以上の 事業所計 (%)
週30時間以下	29.5	22.6
週30時間超35時間以下	4.5	3.0
週35時間超40時間以下	46.6	67.5
週40時間超44時間以下	1.9	1.7
週44時間超	6.0	1.6
無回答・不詳	11.5	3.5

*1：期間を定めずに雇われている労働者（パートタイム及びアルバイト労働者を除く）のうち、最も多くの者に適用している時間数。休憩時間、残業時間を除く。

(注) (参考) は労働時間制度等に関する実態調査の調査票情報を、労働基準局労働条件政策課において特別集計

(注) (参考) は事業所規模が10人以上の事業所 (n = 3,279) に限る。

(研究開発業務従事者、管理監督者、機密の事務を取り扱う者、監視・断続労働者、高度プロフェッショナル制度適用者を除く)

36協定の締結状況

(SA)

割合 (%)		計	特別条項付			特別条項なし			36協定を締結していない
			計	うち事業所で締結	うち本社など上位の事業所で締結 ^{*1}	計	うち事業所で締結	うち本社など上位の事業所で締結	
全事業所計		100.0	35.1	31.3	3.9	14.6	12.8	1.7	42.3
事業所規模	1～9人	100.0 (71.3)	23.7	21.0	2.8	12.5	10.9	1.6	54.1
	10～29人	100.0 (20.4)	57.8	51.1	6.7	20.6	18.3	2.2	17.4
	30～49人	100.0 (4.0)	75.4	68.6	6.8	16.1	15.4	0.7	4.5
	50～99人	100.0 (2.6)	75.3	69.1	6.3	22.7	19.8	2.9	0.5
	100～299人	100.0 (1.3)	84.8	79.7	5.0	14.0	12.4	1.6	0.7
	300人以上	100.0 (0.3)	93.4	87.8	5.6	5.8	5.3	0.5	0.2
労働組合の有無	過半数労働組合 ^{*2} のみがある	100.0 (6.3)	88.6	76.4	12.2	6.0	5.4	0.6	1.5
	過半数組合ではない労働組合のみがある	100.0 (2.4)	52.2	42.5	9.7	36.1	26.7	9.4	4.4
	過半数組合と過半数組合ではない労働組合がある	100.0 (0.5)	82.7	29.6	53.0	0.0	0.0	—	—
	労働組合はない	100.0 (90.2)	30.8	28.0	2.9	14.8	13.1	1.6	46.7

* 1 : 本社や、管区や地域を統括する特定エリア内の統括支社等も含む。

* 2 : 事業所の労働者の過半数で組織する労働組合

時間外労働時間、法定休日労働時間、時間外労働時間と法定休日労働時間の合計

(研究開発業務従事者、管理監督者、機密の事務を取り扱う者、監視・断続労働者、高度プロフェッショナル制度適用者を除く)
(36協定を締結している事業所に限る)

時間外労働時間*1

(時間を整数値で回答)
(注) 令和6年6月の実績

割合 (%)	全常用労働者の 平均値	全常用労働者のうち 最長の者
0時間	21.7	20.1
0時間超20時間以下	59.4	39.2
20時間超45時間以下	12.4	24.3
45時間超60時間以下	1.1	5.9
60時間超80時間以下	0.2	4.2
80時間超100時間未満	0.2	0.6
100時間以上	0.9	1.0
無回答・不詳	4.1	4.8

法定休日労働時間*2

(時間を整数値で回答)
(注) 令和6年6月の実績

割合 (%)	全常用労働者の 平均値	全常用労働者のうち 最長の者
0時間	72.5	68.7
0時間超20時間以下	19.4	19.9
20時間超45時間以下	0.9	2.9
45時間超60時間以下	0.1	0.6
60時間超80時間以下	0.2	0.1
80時間超100時間未満	0.0	0.0
100時間以上	—	—
無回答・不詳	6.9	7.8

時間外労働時間と法定休日労働時間の合計*3

(時間を整数値で回答)
(注) 令和6年6月の実績

割合 (%)	全常用労働者の 平均値	全常用労働者のうち 最長の者
0時間	25.4	21.9
0時間超20時間以下	54.1	35.4
20時間超45時間以下	11.3	21.9
45時間超60時間以下	1.6	6.3
60時間超80時間以下	0.4	5.1
80時間超100時間未満	0.0	1.1
100時間以上	1.0	1.7
無回答・不詳	6.2	6.6

*1：法定労働時間（一部を除き1週に40時間以内）を超えた場合の労働時間を指す。

法定休日労働時間は含まない。

*2：法定休日（週に1日または4週に4日）に労働した場合を指す。

*3：最長の者については、時間外労働時間と法定休日労働時間の合計が最長である者の時間数。

（研究開発業務従事者、管理監督者、機密の事務を取り扱う者、監視・断続労働者、高度プロフェッショナル制度適用者を除く）
（36協定を締結している事業所に限る）

時間外労働時間*1（1か月）の平均

（時間を整数値で回答）
（注）令和6年6月の実績

割合（％）		計	0時間	0時間超 20時間以下	20時間超 45時間以下	45時間超 60時間以下	60時間超 80時間以下	80時間超 100時間未満	100時間以上
全事業所計		100.0 (49.7)	21.7	59.4	12.4	1.1	0.2	0.2	0.9
事業所規模	1～9人	100.0 (52.1)	25.9	52.2	12.5	1.3	0.3	—	1.6
	10～29人	100.0 (32.1)	21.6	63.7	11.4	1.0	0.1	0.6	0.0
	30～49人	100.0 (7.4)	9.9	73.3	12.8	1.0	—	—	0.7
	50～99人	100.0 (5.1)	9.8	73.5	14.1	1.1	—	—	0.2
	100～299人	100.0 (2.6)	1.9	77.8	15.8	0.6	0.2	—	0.9
	300人以上	100.0 (0.7)	3.0	81.0	10.1	2.5	—	—	0.0
労働組合の有無	過半数労働組合*2 のみがある	100.0 (12.0)	9.2	68.8	11.8	0.3	—	1.7	6.9
	過半数組合ではない 労働組合のみがある	100.0 (4.3)	12.9	72.4	13.4	0.1	—	—	—
	過半数組合と過半数 組合ではない労働組 合がある	100.0 (0.8)	2.2	88.0	8.2	—	—	—	—
	労働組合はない	100.0 (82.7)	24.1	57.1	12.4	1.3	0.2	—	0.1
適用猶予業種の 有無	適用猶予業種あり	100.0 (17.8)	18.9	54.0	17.0	2.2	0.5	—	0.1
	適用猶予業種なし	100.0 (82.0)	22.4	60.7	11.4	0.9	0.1	0.3	1.1

* 1：法定労働時間（一部を除き1週に40時間以内）を超えた場合の労働時間を指す。法定休日労働時間は含まない。

* 2：事業所の労働者の過半数で組織する労働組合

（研究開発業務従事者、管理監督者、機密の事務を取り扱う者、監視・断続労働者、高度プロフェッショナル制度適用者を除く）
（36協定を締結している事業所に限る）

時間外労働時間*1（1か月）の最長

（時間を整数値で回答）
（注）令和6年6月の実績

割合（％）		計	0 時間	0 時間超 20時間以下	20時間超 45時間以下	45時間超 60時間以下	60時間超 80時間以下	80時間超 100時間未満	100時間以上
全事業所計		100.0 (49.7)	20.1	39.2	24.3	5.9	4.2	0.6	1.0
事業所規模	1～9人	100.0 (52.1)	25.8	41.1	18.7	3.3	2.4	—	1.5
	10～29人	100.0 (32.1)	18.3	41.9	27.0	6.2	2.9	1.1	0.1
	30～49人	100.0 (7.4)	5.8	34.0	35.5	9.6	10.8	0.7	1.2
	50～99人	100.0 (5.1)	6.2	27.7	37.2	16.0	10.2	0.8	0.6
	100～299人	100.0 (2.6)	1.3	11.7	43.5	20.2	17.4	2.4	1.3
	300人以上	100.0 (0.7)	3.3	6.3	30.0	20.6	29.0	5.2	2.1
労働組合の有無	過半数労働組合*2 のみがある	100.0 (12.0)	5.1	34.7	36.5	6.6	8.4	0.7	6.5
	過半数組合ではない 労働組合のみがある	100.0 (4.3)	7.2	50.4	32.7	4.6	3.2	0.4	0.1
	過半数組合と過半数組合 ではない労働組合がある	100.0 (0.8)	2.2	80.2	7.7	5.0	3.2	0.1	—
	労働組合はない	100.0 (82.7)	23.1	38.9	22.2	5.9	3.6	0.5	0.2
適用猶予業種の 有無	適用猶予業種あり	100.0 (17.8)	16.4	34.1	23.1	8.5	7.0	1.8	0.5
	適用猶予業種なし	100.0 (82.0)	21.0	40.4	24.7	5.4	3.6	0.3	1.1

* 1：法定労働時間（一部を除き1週に40時間以内）を超えた場合の労働時間を指す。法定休日労働時間は含まない。

* 2：事業所の労働者の過半数で組織する労働組合

（研究開発業務従事者、管理監督者、機密の事務を取り扱う者、監視・断続労働者、高度プロフェッショナル制度適用者を除く）
（36協定を締結している事業所に限る）

法定休日労働時間*1（1か月）の平均

（時間を整数値で回答）
（注）令和6年6月の実績

割合（％）		計	0時間	0時間超 20時間以下	20時間超 45時間以下	45時間超 60時間以下	60時間超 80時間以下	80時間超 100時間未満	100時間以上
全事業所計		100.0 (49.7)	72.5	19.4	0.9	0.1	0.2	0.0	—
事業所規模	1～9人	100.0 (52.1)	72.5	16.6	0.6	0.1	0.3	—	—
	10～29人	100.0 (32.1)	74.6	20.0	1.5	0.0	0.0	0.1	—
	30～49人	100.0 (7.4)	65.6	30.2	0.5	0.0	0.0	—	—
	50～99人	100.0 (5.1)	75.5	20.7	0.5	—	—	0.4	—
	100～299人	100.0 (2.6)	66.4	27.4	1.8	0.0	0.0	—	—
	300人以上	100.0 (0.7)	53.1	42.2	—	—	—	—	—
労働組合の有無	過半数労働組合*2のみがある	100.0 (12.0)	67.1	20.1	0.3	0.0	—	—	—
	過半数組合ではない労働組合のみがある	100.0 (4.3)	85.8	11.1	0.5	—	—	—	—
	過半数組合と過半数組合ではない労働組合がある	100.0 (0.8)	31.8	65.4	—	—	—	—	—
	労働組合はない	100.0 (82.7)	72.9	19.4	1.0	0.1	0.2	0.1	—
適用猶予業種の有無	適用猶予業種あり	100.0 (17.8)	59.2	29.4	1.6	0.0	0.3	0.2	—
	適用猶予業種なし	100.0 (82.0)	75.6	17.3	0.8	0.1	0.1	0.0	—

*1：法定休日（週に1日または4週に4日）に労働した場合を指す。

*2：事業所の労働者の過半数で組織する労働組合

（研究開発業務従事者、管理監督者、機密の事務を取り扱う者、監視・断続労働者、高度プロフェッショナル制度適用者を除く）
（36協定を締結している事業所に限る）

法定休日労働時間*1（1か月）の最長

（時間を整数値で回答）

（注）令和6年6月の実績

割合（%）		計	0時間	0時間超 20時間以下	20時間超 45時間以下	45時間超 60時間以下	60時間超 80時間以下	80時間超 100時間未満	100時間以上
全事業所計		100.0 (49.7)	68.7	19.9	2.9	0.6	0.1	0.0	—
事業所規模	1～9人	100.0 (52.1)	70.1	16.0	2.9	—	0.1	—	—
	10～29人	100.0 (32.1)	70.8	21.6	0.9	1.7	0.2	0.0	—
	30～49人	100.0 (7.4)	59.9	31.3	5.0	0.1	—	—	—
	50～99人	100.0 (5.1)	68.0	20.8	8.1	0.1	0.1	—	—
	100～299人	100.0 (2.6)	50.1	35.4	8.6	1.3	0.4	0.1	—
	300人以上	100.0 (0.7)	32.4	40.9	18.6	2.1	1.2	—	—
労働組合の有無	過半数労働組合*2のみがある	100.0 (12.0)	63.3	20.8	3.1	0.2	0.1	—	—
	過半数組合ではない労働組合のみがある	100.0 (4.3)	79.4	14.1	3.6	0.0	0.0	0.0	—
	過半数組合と過半数組合ではない労働組合がある	100.0 (0.8)	29.6	64.0	4.7	—	—	—	—
	労働組合はない	100.0 (82.7)	69.1	19.7	2.9	0.7	0.1	0.0	—
適用猶予業種の有無	適用猶予業種あり	100.0 (17.8)	56.6	24.6	7.5	0.2	0.4	—	—
	適用猶予業種なし	100.0 (82.0)	71.5	18.9	1.9	0.7	0.1	0.0	—

* 1：法定休日（週に1日または4週に4日）に労働した場合を指す。

* 2：事業所の労働者の過半数で組織する労働組合

時間外労働時間*1と法定休日労働時間*2の合計（1か月）の平均

（注）令和6年6月の実績（時間を整数値で回答）

割合（％）		計	0時間	0時間超 20時間以下	20時間超 45時間以下	45時間超 60時間以下	60時間超 80時間以下	80時間超 100時間未満	100時間以上
全事業所計		100.0 (49.7)	25.4	54.1	11.3	1.6	0.4	0.0	1.0
事業所規模	1～9人	100.0 (52.1)	29.2	48.3	10.1	1.9	0.5	—	1.5
	10～29人	100.0 (32.1)	26.1	57.8	11.0	1.1	0.2	0.0	0.1
	30～49人	100.0 (7.4)	12.7	66.0	14.5	0.9	0.6	—	1.5
	50～99人	100.0 (5.1)	14.2	63.0	16.9	1.7	0.1	—	1.1
	100～299人	100.0 (2.6)	5.8	69.4	17.5	2.5	1.1	—	—
	300人以上	100.0 (0.7)	5.2	70.1	17.8	1.3	1.3	—	0.0
労働組合の有無	過半数労働組合*3のみがある	100.0 (12.0)	9.6	65.1	13.9	0.7	0.2	—	6.5
	過半数組合ではない労働組合のみがある	100.0 (4.3)	14.7	68.5	13.2	0.7	0.6	—	0.0
	過半数組合と過半数組合ではない労働組合がある	100.0 (0.8)	2.5	87.6	8.1	—	—	—	—
	労働組合はない	100.0 (82.7)	28.4	51.5	10.9	1.8	0.4	0.0	0.3
適用猶予業種の有無	適用猶予業種あり	100.0 (17.8)	14.2	54.7	16.9	3.3	0.8	—	0.3
	適用猶予業種なし	100.0 (82.0)	27.9	54.1	10.1	1.2	0.3	0.0	1.2

* 1：法定労働時間（一部を除き1週に40時間以内）を超えた場合の労働時間を指す。法定休日労働時間は含まない。
* 2：法定休日（週に1日または4週に4日）に労働した場合を指す。
* 3：事業所の労働者の過半数で組織する労働組合

（研究開発業務従事者、管理監督者、機密の事務を取り扱う者、監視・断続労働者、高度プロフェッショナル制度適用者を除く）
（36協定を締結している事業所に限る）

時間外労働時間*¹と法定休日労働時間*²の合計（1か月）の最長*³

（注）令和6年6月の実績（時間を整数値で回答）

割合（%）		計	0時間	0時間超 20時間以下	20時間超 45時間以下	45時間超 60時間以下	60時間超 80時間以下	80時間超 100時間未満	100時間以上
全事業所計		100.0 (49.7)	21.9	35.4	21.9	6.3	5.1	1.1	1.7
事業所規模	1～9人	100.0 (52.1)	26.6	40.0	16.0	3.9	2.7	0.1	1.7
	10～29人	100.0 (32.1)	21.4	32.8	26.4	7.5	3.9	1.8	1.6
	30～49人	100.0 (7.4)	5.8	35.5	30.1	8.3	13.2	2.0	1.7
	50～99人	100.0 (5.1)	10.8	22.2	33.5	14.6	13.7	1.9	0.8
	100～299人	100.0 (2.6)	6.4	9.7	37.7	14.5	22.1	4.3	1.6
	300人以上	100.0 (0.7)	2.8	4.3	26.7	21.5	27.2	10.0	3.2
労働組合の有無	過半数労働組合* ⁴ のみがある	100.0 (12.0)	5.3	28.9	38.4	6.4	8.9	1.1	6.8
	過半数組合ではない 労働組合のみがある	100.0 (4.3)	13.9	43.8	29.7	6.0	3.4	0.6	0.2
	過半数組合と過半数組合 ではない労働組合がある	100.0 (0.8)	4.1	22.3	7.2	1.2	4.5	2.6	56.2
	労働組合はない	100.0 (82.7)	24.8	36.1	19.2	6.4	4.7	1.1	0.5
適用猶予業種の有無	適用猶予業種あり	100.0 (17.8)	12.5	29.9	26.4	6.8	7.4	2.6	3.4
	適用猶予業種なし	100.0 (82.0)	24.0	36.7	21.0	6.3	4.6	0.7	1.3

* 1：法定労働時間（一部を除き1週に40時間以内）を超えた場合の労働時間を指す。法定休日労働時間は含まない。

* 2：法定休日（週に1日または4週に4日）に労働した場合を指す。

* 3：最長の者については、時間外労働時間と法定休日労働時間の合計が最長である者の時間数。

* 4：事業所の労働者の過半数で組織する労働組合

(研究開発業務従事者、管理監督者、機密の事務を取り扱う者、監視・断続労働者、高度プロフェッショナル制度適用者を除く)
(36協定を締結している事業所に限る)

時間外労働時間*¹数の区分別常用労働者*²数の割合

(該当労働者数を整数値で回答)

(注) 令和6年6月の実績

労働者割合 (%)		計	45時間以内	45時間超 60時間以下	60時間超 80時間以下	80時間超 100時間未満	100時間以上
全事業所計 (労働者計)		100.0 (49.7)	58.1	2.3	0.9	0.1	0.0
事業所規模	1～9人	100.0(52.1)	55.1	2.7	1.1	0.0	0.0
	10～29人	100.0(32.1)	49.7	2.3	0.8	0.1	0.0
	30～49人	100.0(7.4)	57.9	2.2	1.1	0.2	0.0
	50～99人	100.0(5.1)	60.4	2.0	0.7	0.0	0.0
	100～299人	100.0(2.6)	59.6	2.3	0.8	0.1	0.0
	300人以上	100.0(0.7)	66.8	2.6	1.1	0.1	0.0
労働組合の 有無	過半数労働組合* ³ のみがある	100.0(12.0)	64.6	2.8	0.9	0.0	0.0
	過半数組合ではない 労働組合のみがある	100.0(4.3)	59.2	2.3	0.8	0.1	0.0
	過半数組合と過半数組合 ではない労働組合がある	100.0(0.8)	66.0	2.7	1.4	0.0	0.0
	労働組合はない	100.0(82.7)	55.8	2.2	0.9	0.1	0.0
適用猶予業種の 有無	適用猶予業種あり	100.0(17.8)	59.3	4.0	1.6	0.2	0.1
	適用猶予業種なし	100.0(82.0)	57.8	1.8	0.7	0.0	0.0

* 1 : 法定労働時間（一部を除き1週40時間以内）を超えた場合の労働時間を指す。法定休日労働時間は含まない。

* 2 : 事業場に直接雇用されている労働者で、期間を定めず、又は1か月以上の期間を定めて雇われている者をいう。他事業所に派遣している派遣労働者も含む。

なお、別企業に出向している者や、直接雇用されずに、事業所内で就業する者（派遣労働者及び請負労働者）は含まない。

* 3 : 事業所の労働者の過半数で組織する労働組合

(研究開発業務従事者、管理監督者、機密の事務を取り扱う者、監視・断続労働者、高度プロフェッショナル制度適用者を除く)
(36協定を締結している事業所に限る)

時間外労働時間*¹と法定休日労働時間*²の合計時間数の区分別常用労働者*³数の割合

(該当労働者数を整数値で回答)

(注) 令和6年6月の実績

労働者割合 (%)		計	45時間以内	45時間超 60時間以下	60時間超 80時間以下	80時間超 100時間未満	100時間以上
全事業所計 (労働者計)		100.0 (49.7)	50.6	2.1	1.0	0.1	0.0
事業所規模	1～9人	100.0(52.1)	44.3	1.9	1.0	0.0	0.0
	10～29人	100.0(32.1)	38.7	2.2	0.8	0.1	0.0
	30～49人	100.0(7.4)	47.7	2.0	1.2	0.2	0.0
	50～99人	100.0(5.1)	56.7	2.0	0.7	0.0	0.0
	100～299人	100.0(2.6)	52.8	2.3	1.2	0.1	0.0
	300人以上	100.0(0.7)	63.0	1.9	1.3	0.2	0.0
労働組合の有無	過半数労働組合* ⁴ のみがある	100.0(12.0)	56.7	2.6	1.0	0.1	0.0
	過半数組合ではない 労働組合のみがある	100.0(4.3)	55.4	1.9	1.0	0.1	0.0
	過半数組合と過半数組合 ではない労働組合がある	100.0(0.8)	43.7	2.5	1.5	—	—
	労働組合はない	100.0(82.7)	48.2	1.9	1.0	0.1	0.0
適用猶予業種の 有無	適用猶予業種あり	100.0(17.8)	51.6	4.0	1.7	0.3	0.0
	適用猶予業種なし	100.0(82.0)	50.3	1.6	0.8	0.1	0.0

* 1 : 法定労働時間（一部を除き1週40時間以内）を超えた場合の労働時間を指す。法定休日労働時間は含まない。

* 2 : 法定休日（週に1日または4週に4日）に労働した場合を指す。

* 3 : 事業場に直接雇用されている労働者で、期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇われている者をいう。他事業所に派遣している派遣労働者も含む。

なお、別企業に出向している者や、直接雇用されずに、事業所内で就業する者（派遣労働者及び請負労働者）は含まない。

* 4 : 事業所の労働者の過半数で組織する労働組合

(研究開発業務従事者、管理監督者、機密の事務を取り扱う者、監視・断続労働者、高度プロフェッショナル制度適用者を除く)
(36協定を締結している事業所に限る)

法定休日に労働した回数（全常用労働者*¹の平均）

(注) 令和6年6月の実績 (SA)

割合 (%)		計	0回	1回	2回	3回	4回
全事業所計		100.0 (49.7)	78.0	9.5	5.6	1.4	1.1
事業所規模	1～9人	100.0(52.1)	79.0	7.2	5.9	1.2	0.8
	10～29人	100.0(32.1)	76.2	12.0	5.9	1.7	1.4
	30～49人	100.0(7.4)	77.8	12.8	2.8	1.7	2.1
	50～99人	100.0(5.1)	78.8	11.2	5.3	0.5	0.4
	100～299人	100.0(2.6)	81.3	10.0	4.7	0.3	1.6
	300人以上	100.0(0.7)	68.6	19.6	6.4	2.3	0.9
労働組合の有無	過半数労働組合* ² のみがある	100.0(12.0)	73.2	12.0	3.6	3.2	0.4
	過半数組合ではない労働組合のみがある	100.0(4.3)	81.0	17.6	0.7	0.4	0.1
	過半数組合と過半数組合ではない労働組合がある	100.0(0.8)	34.1	6.2	56.6	2.5	—
	労働組合はない	100.0(82.7)	78.8	8.8	5.7	1.1	1.2
適用猶予業種の有無	適用猶予業種あり	100.0(17.8)	64.2	16.2	8.6	1.6	2.6
	適用猶予業種なし	100.0(82.0)	80.9	8.1	5.0	1.3	0.7

* 1：事業場に直接雇用されている労働者で、期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇われている者をいう。他事業所に派遣している派遣労働者も含む。

なお、別企業に出向している者や、直接雇用されずに、事業所内で就業する者（派遣労働者及び請負労働者）は含まない。

* 2：事業所の労働者の過半数で組織する労働組合

時間外労働時間が45時間を超えた回数別常用労働者数の割合

(研究開発業務従事者、管理監督者、機密の事務を取り扱う者、監視・断続労働者、高度プロフェッショナル制度適用者を除く)
(36協定を締結している事業所に限る)

3か月間で1か月の時間外労働時間*¹が45時間を超えた回数別常用労働者*²数の割合

(該当労働者数を整数値で回答)
(注) 令和6年4月～6月の実績

労働者割合 (%)		計	0回	1回	2回	3回
全事業所計 (労働者割合) (%)		100.0 (49.7)	58.9	2.6	1.2	1.3
事業所規模	1～9人	100.0(52.1)	49.5	2.0	1.5	3.0
	10～29人	100.0(32.1)	56.2	2.8	1.3	0.9
	30～49人	100.0(7.4)	60.7	2.0	1.3	1.4
	50～99人	100.0(5.1)	63.6	1.7	0.8	1.4
	100～299人	100.0(2.6)	58.3	2.9	1.1	1.0
	300人以上	100.0(0.7)	62.7	3.3	1.4	0.9
労働組合の有無	過半数労働組合* ³ のみがある	100.0(12.0)	63.0	3.0	1.4	1.5
	過半数組合ではない 労働組合のみがある	100.0(4.3)	57.8	2.7	1.0	1.0
	過半数組合と過半数組合 ではない労働組合がある	100.0(0.8)	63.7	1.2	1.0	2.8
	労働組合はない	100.0(82.7)	57.7	2.4	1.2	1.2
適用猶予業種の 有無	適用猶予業種あり	100.0(17.8)	60.1	2.3	1.0	0.9
	適用猶予業種なし	100.0(82.0)	54.6	3.3	1.9	2.5

* 1 : 法定労働時間（一部を除き1週40時間以内）を超えた場合の労働時間を指す。法定休日労働時間は含まない。

* 2 : 事業場に直接雇用されている労働者で、期間を定めず、又は1か月以上の期間を定めて雇われている者をいう。他事業所に派遣している派遣労働者も含む。

なお、別企業に出向している者や、直接雇用されずに、事業所内で就業する者（派遣労働者及び請負労働者）は含まない。

* 3 : 事業所の労働者の過半数で組織する労働組合

事業所

時間外・法定休日労働時間が80時間を超えた回数別常用労働者数の割合

(研究開発業務従事者、管理監督者、機密の事務を取り扱う者、監視・断続労働者、高度プロフェッショナル制度適用者を除く)
(36協定を締結している事業所に限る)

3か月間で1か月の時間外*¹・法定休日労働*²時間の合計が80時間を超えた回数別常用労働者*³数の割合

(該当労働者数を整数値で回答)

(注) 令和6年4月～6月の実績

労働者割合 (%)		計	0回	1回	2回	3回
全事業所計 (労働者割合) (%)		100.0 (49.7)	49.7	0.3	0.1	0.1
事業所規模	1～9人	100.0(52.1)	43.4	0.2	0.0	0.2
	10～29人	100.0(32.1)	48.0	0.4	0.1	0.0
	30～49人	100.0(7.4)	52.9	0.5	0.1	0.1
	50～99人	100.0(5.1)	53.1	0.2	0.1	0.0
	100～299人	100.0(2.6)	51.4	0.3	0.1	0.1
	300人以上	100.0(0.7)	49.1	0.3	0.1	0.1
労働組合の有無	過半数労働組合* ⁴ のみがある	100.0(12.0)	49.3	0.2	0.0	0.0
	過半数組合ではない 労働組合のみがある	100.0(4.3)	51.1	0.2	0.1	0.0
	過半数組合と過半数組合 ではない労働組合がある	100.0(0.8)	21.8	0.1	0.0	—
	労働組合はない	100.0(82.7)	50.3	0.4	0.1	0.1
適用猶予業種の有無	適用猶予業種あり	100.0(17.8)	46.8	0.6	0.1	0.1
	適用猶予業種なし	100.0(82.0)	50.5	0.2	0.1	0.1

* 1 : 法定労働時間 (一部を除き 1 週40時間以内) を超えた場合の労働時間を指す。法定休日労働時間は含まない。

* 2 : 法定休日 (週に 1 日または 4 週に 4 日) に労働した場合を指す。

* 3 : 事業場に直接雇用されている労働者で、期間を定めず、又は 1 か月以上の期間を定めて雇われている者をいう。他事業所に派遣している派遣労働者も含む。

なお、別企業に出向している者や、直接雇用されずに、事業所内で就業する者 (派遣労働者及び請負労働者) は含まない。

* 4 : 事業所の労働者の過半数で組織する労働組合

所定労働時間

所定労働時間*1（1週）

（注）労基法別表第1に掲げる特例措置対象産業であって、常用労働者数が1～9人の事業所に限る。

（時間・分を整数値で回答）

割合（％）		計	週40時間未満	週40時間	週40時間超 44時間未満	週44時間以上
常用労働者数が10人未満の事業所計		100.0[71.3]	46.7	28.9	1.0	8.7
特例措置対象事業所計		100.0(59.6)	43.5	28.0	0.9	11.3
特例措置 対象産業	倉庫業	100.0(0.2)	51.4	48.6	—	—
	卸売業、小売業	100.0(25.6)	35.4	31.3	—	12.5
	不動産業、物品賃貸業	100.0(5.6)	58.2	23.3	4.6	4.6
	宿泊業、飲食サービス業	100.0(11.4)	38.9	26.8	0.3	14.7
	生活関連 サービス業、 娯楽業	理容業、美容業	100.0(3.6)	46.6	17.8	19.2
		映画館、興行場、興行団	100.0(0.1)	19.6	2.2	6.5
		その他	100.0(3.6)	24.0	1.7	6.5
	医療、福祉		100.0(9.4)	55.9	28.8	6.8

*1：期間を定めずに雇われている労働者（パートタイム及びアルバイト労働者を除く）のうち、最も多くの者に適用している時間数。休憩時間、残業時間を除く。

（注）（）内は事業所規模が1-9人の事業所数（全産業計）を100とした場合の内訳

（注）[]内は全事業所を100とした場合の内訳、（）内は事業所規模が1-9人の事業所数（全産業計）を100とした場合の内訳

所定労働時間を超えた時間外労働に対する割増賃金

所定労働時間を超えた時間外労働*1に対する残業代（割増賃金）を支払っている週労働時間数

(SA)

割合 (%)		計	週40時間未満 で特定の時間数	週40時間	週40時間超 44時間未満で 特定の時間数	週44時間	その他（支払っ ていない）
常用労働者数が10人未満の事業所計		100.0[71.3]	32.1	23.3	3.6	1.8	30.6
特例措置対象事業所計		100.0(59.6)	30.0	19.2	3.9	2.2	35.9
特例 措置 対象 産業	倉庫業	100.0(0.2)	13.5	64.9	10.8	—	5.4
	卸売業、小売業	100.0(25.6)	35.4	16.7	2.1	—	35.4
	不動産業、物品賃貸業	100.0(5.6)	22.6	21.3	1.7	2.3	43.2
	宿泊業、飲食サービス業	100.0(11.4)	17.1	17.4	8.3	6.1	42.3
	生活関連 サービス業、 娯楽業	理容業、美容業	100.0(3.6)	28.8	8.2	—	43.8
		映画館、興行場、興行団	100.0(0.1)	15.2	21.7	4.3	45.7
		その他	100.0(3.6)	27.0	2.6	3.6	28.5
	医療、福祉	100.0(9.4)	37.3	27.1	6.8	1.7	25.4

*1：法定休日労働（週に1日又は4週に4日の休日に労働した場合を指す）を除く

(注) 労基法別表第1に掲げる特例措置対象産業であって、常用労働者数が1～9人の事業所に限る。

(注) 36協定を締結していない事業所の回答も含む。

(注) []内は全事業所を100とした場合の内訳、 ()内は事業所規模が1-9人の事業所数（全産業計）を100とした場合の内訳

1 か月の時間外労働時間の平均・最長

法定労働時間44時間の特例業種

クロス集計

(研究開発業務従事者、管理監督者、機密の事務を取り扱う者、監視・断続労働者、高度プロフェッショナル制度適用者を除く)
(36協定を締結している事業所に限る)

1 か月の時間外労働時間*1の平均・最長の者

(注) 労基法別表第 1 に掲げる特例措置対象産業であって、常用労働者数が 1 ～ 9 人の事業所で、「36協定を締結している」と回答した事業所に限る。
(時間を整数値で回答)
(注) 令和 6 年 6 月の実績

平均値（割合（％））			計	0 時間	0時間超 20時間以下	20時間超 45時間以下	45時間超 60時間以下	60時間超 80時間以下	80時間超 100時間未満	100時間 以上
常用労働者数が10人未満の事業所計			100.0[25.9]	25.9	52.2	12.5	1.3	0.3	—	1.6
特例 措置 対象 産業	倉庫業		100.0(0.5)	12.5	71.9	15.6	—	—	—	—
	卸売業、小売業		100.0(23.5)	25.0	56.3	12.5	—	—	—	6.3
	不動産業、物品賃貸業		100.0(2.9)	23.7	60.6	15.7	—	—	—	—
	宿泊業、飲食サービス業		100.0(10.6)	9.8	35.2	36.1	8.2	—	—	0.8
	生活関連 サービス業、 娯楽業	理容業、美容業	100.0(2.2)	43.8	25.0	12.5	—	—	—	—
		映画館、興行場、興行団	100.0(0.1)	54.5	36.4	9.1	—	—	—	—
		その他	100.0(4.1)	36.3	48.6	5.3	3.3	—	—	—
医療、福祉		100.0(9.2)	19.0	76.2	—	—	—	—	—	
最長の者（割合（％））			計	0 時間	0時間超 20時間以下	20時間超 45時間以下	45時間超 60時間以下	60時間超 80時間以下	80時間超 100時間未満	100時間 以上
常用労働者数が10人未満の事業所計			100.0[25.9]	25.8	41.1	18.7	3.3	2.4	—	1.5
特例 措置 対象 産業	倉庫業		100.0(0.5)	12.5	46.9	34.4	6.3	—	—	—
	卸売業、小売業		100.0(23.5)	31.3	37.5	18.8	—	6.3	—	6.3
	不動産業、物品賃貸業		100.0(2.9)	16.7	50.3	26.0	—	—	—	—
	宿泊業、飲食サービス業		100.0(10.6)	8.1	24.6	46.0	9.0	1.6	—	—
	生活関連 サービス業、 娯楽業	理容業、美容業	100.0(2.2)	43.8	25.0	18.8	—	—	—	—
		映画館、興行場、興行団	100.0(0.1)	54.5	36.4	—	9.1	—	—	—
		その他	100.0(4.1)	34.9	39.6	11.0	4.1	—	—	—
医療、福祉		100.0(9.2)	14.3	71.4	9.5	—	—	—	—	

* 1：法定労働時間（一部を除き 1 週40時間以内）を超えた場合の労働時間を指す。法定休日労働時間は含まない。
(注) []内は全事業所を100とした場合の内訳。() 内は事業所規模が1-9人の事業所数（全産業計）を100とした場合の内訳

事業所

1 か月の時間外労働時間と法定休日労働の合計の平均・最長

法定労働時間44時間の特例業種

(研究開発業務従事者、管理監督者、機密の事務を取り扱う者、監視・断続労働者、高度プロフェッショナル制度適用者を除く)
(36協定を締結している事業所に限る)

1 か月の時間外*1・法定休日労働時間*2の平均・最長の者

(注) 労基法別表第1に掲げる特例措置対象産業であって、常用労働者数が1～9人の事業所で、「36協定を締結している」と回答した事業所に限る。

(時間を整数値で回答)
(注) 令和6年6月の実績

平均値（割合（％））			計	0 時間	0時間超 20時間以下	20時間超 45時間以下	45時間超 60時間以下	60時間超 80時間以下	80時間超 100時間未満	100時間 以上
常用労働者数が10人未満の事業所計			100.0[25.9]	29.2	48.3	10.1	1.9	0.5	—	1.5
特例 措置 対象 産業	倉庫業		100.0(0.5)	12.5	68.8	18.8	—	—	—	—
	卸売業、小売業		100.0(23.5)	31.3	56.3	6.3	—	—	—	6.3
	不動産業、物品賃貸業		100.0(2.9)	22.1	55.1	15.7	—	—	—	—
	宿泊業、飲食サービス業		100.0(10.6)	25.4	27.8	27.9	8.2	—	—	—
	生活関連 サービス業、 娯楽業	理容業、美容業	100.0(2.2)	43.8	25.0	12.5	—	—	—	—
		映画館、興行場、興行団	100.0(0.1)	45.5	45.5	—	9.1	—	—	—
		その他	100.0(4.1)	44.0	39.6	3.9	1.6	—	—	—
	医療、福祉		100.0(9.2)	28.6	66.7	—	—	—	—	—
最長の者（割合（％））			計	0 時間	0時間超 20時間以下	20時間超 45時間以下	45時間超 60時間以下	60時間超 80時間以下	80時間超 100時間未満	100時間 以上
常用労働者数が10人未満の事業所計			100.0[25.9]	26.6	40.0	16.0	3.9	2.7	0.1	1.7
特例 措置 対象 産業	倉庫業		100.0(0.5)	12.5	46.9	31.3	9.4	—	—	—
	卸売業、小売業		100.0(23.5)	25.0	50.0	12.5	—	6.3	—	6.3
	不動産業、物品賃貸業		100.0(2.9)	15.1	44.9	18.9	7.0	—	—	—
	宿泊業、飲食サービス業		100.0(10.6)	23.8	24.6	21.3	9.8	8.2	0.8	—
	生活関連 サービス業、 娯楽業	理容業、美容業	100.0(2.2)	43.8	25.0	18.8	—	—	—	—
		映画館、興行場、興行団	100.0(0.1)	45.5	45.5	—	—	—	9.1	—
		その他	100.0(4.1)	40.4	30.1	9.7	4.1	—	—	—
	医療、福祉		100.0(9.2)	23.8	61.9	9.5	—	—	—	—

* 1：法定労働時間（一部を除き1週40時間以内）を超えた場合の労働時間を指す。法定休日労働時間は含まない。

* 2：法定休日（週に1日または4週に4日）に労働した場合を指す。

(注) []内は全事業所を100とした場合の内訳

()内は事業所規模が1-9人の事業所数（全産業計）を100とした場合の内訳

新たな技術、商品又は役務の研究開発に係る業務に従事する者

労働基準法第36条第11項の「新たな技術、商品又は役務の研究開発に係る業務」に従事する常用労働者*¹の人数

(人数を整数値で回答)

割合 (%)		計	0人	1～10人	11～20人	21人以上
全事業所計		100.0	86.8	5.0	0.3	0.2
事業所規模	1～9人	100.0(71.3)	84.1	5.7	—	—
	10～29人	100.0(20.4)	93.9	3.5	1.1	0.3
	30～49人	100.0(4.0)	94.2	2.9	1.4	0.7
	50～99人	100.0(2.6)	94.2	3.1	0.4	1.2
	100～299人	100.0(1.3)	92.1	1.2	1.8	4.6
	300人以上	100.0(0.3)	84.4	2.1	1.2	12.3

労働基準法第36条第11項の「新たな技術、商品又は役務の研究開発に係る業務」に従事する常用労働者のうち、実労働時間*²が最長の者の時間

(注) 令和6年6月の実績 (SA)

実労働時間が最長の者の1か月の労働時間	割合 (%)
120時間以下	41.1
120時間超140時間以下	15.5
140時間超160時間以下	7.6
160時間超180時間以下	20.2
180時間超200時間以下	6.8
200時間超220時間以下	3.5
220時間超240時間以下	3.1
240時間超	1.2

* 1 : 事業場に直接雇用されている労働者で、期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇われている者をいう。他事業所に派遣している派遣労働者も含む。

なお、別企業に出向している者や、直接雇用されずに、事業所内で就業する者（派遣労働者及び請負労働者）は含まない。

* 2 : 休憩時間を除いて実際に働いた時間。残業（時間外労働・休日労働）を含む。

管理監督者及び機密の事務を取り扱う者

管理監督者*¹及び機密の事務を取り扱う者*²の有無

(SA)

割合 (%)		計	管理監督者のみがいる	機密の事務を取り扱う者のみがいる	両方ともいる	両方ともいない
全事業所計		100.0	25.1	2.6	4.2	64.2
事業所規模	1～9人	100.0(71.3)	16.0	2.4	3.0	73.7
	10～29人	100.0(20.4)	42.1	4.1	6.5	46.3
	30～49人	100.0(4.0)	55.8	1.8	7.3	32.3
	50～99人	100.0(2.6)	62.5	0.3	10.7	22.6
	100～299人	100.0(1.3)	72.2	0.8	7.0	19.1
	300人以上	100.0(0.3)	73.7	0.1	16.2	9.2

* 1 : 部長、工場長等のように、労働条件の決定や労務管理などについて経営者と同様の立場にある者

* 2 : 秘書のように、経営者や監督・管理の地位にある者の労働と一体不可分で、厳格に労働時間管理ができない者

管理監督者及び機密の事務を取り扱う者の労働時間管理のルール

管理監督者*¹及び機密の事務を取り扱う者*²の労働時間管理のルール

(注) 「「管理監督者」がいる」と回答した事業所に限る。

(SA)

管理監督者		計	一般労働者と同じルールを適用している	専用のルールを適用している	機密の事務を取り扱う者との専用ルールを適用している
全事業所計		100.0(29.3)	63.7	30.6	5.3
事業所規模	1～9人	100.0(46.4)	68.0	23.2	8.0
	10～29人	100.0(33.8)	61.6	35.7	2.7
	30～49人	100.0(8.7)	60.4	37.6	2.0
	50～99人	100.0(6.5)	56.9	37.3	5.5
	100～299人	100.0(3.6)	53.4	43.6	2.9
	300人以上	100.0(1.0)	48.6	47.4	3.9

(注) 「「機密の事務を取り扱う者」がいる」と回答した事業所に限る。(SA)

機密の事務を取り扱う者		計	一般労働者と同じルールを適用している	専用のルールを適用している	管理監督者との専用ルールを適用している
全事業所計		100.0(6.8)	59.0	21.9	19.1
事業所規模	1～9人	100.0(56.7)	62.5	14.7	22.8
	10～29人	100.0(31.4)	55.6	32.4	12.0
	30～49人	100.0(5.4)	47.8	37.9	14.2
	50～99人	100.0(4.2)	53.3	20.8	25.9
	100～299人	100.0(1.5)	51.7	21.4	26.9
	300人以上	100.0(0.8)	66.8	15.2	18.0

* 1 : 部長、工場長等のように、労働条件の決定や労務管理などについて経営者と同様の立場にある者

* 2 : 秘書のように、経営者や監督・管理の地位にある者の労働と一体不可分で、厳格に労働時間管理ができない者

1. 事業所調査

01 基本属性

02 労働時間

03 フレックスタイム制

04 勤務間インターバル

05 年次有給休暇

06 割増賃金

07 事業場外みなし労働時間制

08 テレワーク

09 つながらない権利

10 副業・兼業

11 人事労務関係書類の保存

フレックスタイム制の制度導入状況

フレックスタイム制の導入状況

(SA)

割合 (%)		計	導入していない	導入している (清算期間：1週間以内)	導入している (清算期間：1週間超 1か月以内)	導入している (清算期間：1か月超 3か月以内)	導入している (清算期間：3か月 超)
全事業所計		100.0	89.0	1.1	3.9	0.3	1.4
事業所規模	1～9人	100.0(71.3)	89.0	1.1	2.8	0.1	1.7
	10～29人	100.0(20.4)	90.7	1.3	5.1	0.6	0.4
	30～49人	100.0(4.0)	90.6	0.8	7.7	0.4	0.1
	50～99人	100.0(2.6)	84.2	2.8	7.7	1.4	3.4
	100～299人	100.0(1.3)	77.8	0.2	19.2	2.4	0.4
	300人以上	100.0(0.3)	60.5	1.5	34.3	3.2	0.4
労働組合の有無	過半数労働組合* ¹ のみがある	100.0(6.3)	82.2	0.6	15.2	0.9	0.8
	過半数組合ではない 労働組合のみがある	100.0(2.4)	90.6	0.3	7.3	0.2	1.0
	過半数組合と過半数 組合ではない労働組 合がある	100.0(0.5)	78.9	—	1.6	—	11.8
	労働組合はない	100.0(90.2)	90.0	1.2	3.0	0.3	1.4

* 1：事業所の労働者の過半数で組織する労働組合

1. 事業所調査

01 基本属性

02 労働時間

03 フレックスタイム制

04 勤務間インターバル

05 年次有給休暇

06 割増賃金

07 事業場外みなし労働時間制

08 テレワーク

09 つながらない権利

10 副業・兼業

11 人事労務関係書類の保存

ひと、くらし、みらいのために

勤務間インターバル

勤務間インターバル*1を制度として導入しているか

(SA)

勤務間インターバルを制度として導入しているか	割合 (%)
全労働者を対象として導入している	7.5
一部の労働者を対象として導入している	1.5
制度はなく、今後も導入の予定はない*2	42.4
制度はないが、9時間以上のインターバルを確保できないような長時間労働を行う労働者がいないため、導入する必要がない	37.4
制度はないが、今後導入する予定があるまたは導入を検討している	6.1
無回答・不詳	5.1

- * 1 : 1日の勤務終了後、翌日の出社までの間に、一定時間以上の
休息時間（インターバル）を設けること
* 2 : 「制度はないが、9時間以上のインターバルを確保できない
ような長時間労働を行う労働者がいないため、導入する必要が
ない」場合を除く。

(注) 労働時間制度等に関する実態調査の調査票情報を、労働基準局労働条件政策課において特別集計

例外的に勤務間インターバル制度を適用しなくてよい場合

(MA)

例外的に勤務間インターバル制度を適用しなくてよい場合	割合 (%)
災害等によりやむを得ず対応が必要な場合	44.2
業務上のトラブルによりやむを得ず対応が必要な場合	34.5
労働者自身の都合や業務状況に応じて労働者が個々に判断する場合	28.4
繁忙期の場合	18.9
その他	5.0
適用除外は認めていない	9.8

(注) 労働時間制度等に関する実態調査の調査票情報を、労働基準局労働条件政策課において特別集計 37

勤務間インターバルの制度導入状況

勤務間インターバル*1の制度導入状況

(SA)

割合 (%)		計	制度を 導入している	(制度を導入している)		制度を導入していない		
				うち 全労働者を対象とし て導入している	うち 一部労働者を対象とし て導入している	制度はなく、今後 も導入の予定はない*2	制度はなく、導入 の必要がない	制度はないが、今 後導入する予定ま たは導入を検討し ている
全事業所計		100.0	9.0	7.5	1.5	42.4	37.4	6.1
産業	農業・林業（林業に限る）	100.0(0.1)	4.3	3.7	0.6	42.8	43.6	1.6
	鉱業・採石業・砂利採取業	100.0(0.0)	7.8	5.2	2.6	43.4	40.3	1.2
	建設業	100.0(10.0)	6.8	6.3	0.6	48.6	30.9	6.5
	製造業	100.0(8.8)	7.5	5.6	1.9	30.8	49.9	5.7
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0(0.2)	28.7	26.9	1.9	36.6	30.4	3.4
	情報通信業	100.0(1.6)	12.1	12.1	0.1	36.1	38.1	12.1
	運輸業、郵便業	100.0(3.1)	33.5	28.4	5.1	30.4	25.2	9.1
	卸売業、小売業	100.0(25.3)	6.3	6.0	0.2	45.9	35.6	5.4
	金融業、保険業	100.0(1.9)	21.3	18.6	2.6	35.5	31.0	10.8
	不動産業、物品賃貸業	100.0(4.5)	7.8	6.5	1.3	45.9	40.9	2.7
	学術研究、専門・技術サービス業	100.0(4.7)	8.5	8.2	0.3	48.3	37.7	5.5
	宿泊業、飲食サービス業	100.0(11.2)	11.5	7.3	4.2	42.0	35.8	5.1
	生活関連サービス業、娯楽業	100.0(6.3)	9.1	8.0	1.1	36.9	37.1	7.0
	教育、学習支援業	100.0(2.8)	7.2	4.5	2.7	37.7	45.8	4.9
	医療、福祉	100.0(11.1)	8.6	6.6	2.0	44.1	40.3	4.8
	複合サービス事業	100.0(0.8)	16.1	12.7	3.4	46.1	31.9	0.9
	サービス業（他に分類されないもの）	100.0(7.6)	6.7	5.1	1.6	42.2	37.3	11.2

* 1：1日の勤務終了後、翌日の出社までの間に、一定時間以上の休息時間（インターバル）を設けること

* 2：「制度はないが、9時間以上のインターバルを確保できないような長時間労働を行う労働者がいないため、導入する必要がない」場合を除く。

勤務間インターバルの制度導入状況

勤務間インターバル*1の制度導入状況

(SA)

割合 (%)		計	制度を 導入している	(制度を導入している)		制度を導入していない		
				うち全労働者を対象 として導入している	うち一部労働者を対 象として導入してい る	制度はなく、今後 も導入の予定はな い*2	制度はなく、導入 の必要がない	制度はないが、今 後導入する予定ま たは導入を検討し ている
全事業所計		100.0	9.0	7.5	1.5	42.4	37.4	6.1
企業規模	1～9人	100.0(58.1)	6.8	5.4	1.4	44.4	37.8	5.0
	10～29人	100.0(12.9)	9.0	8.2	0.8	39.2	41.4	4.6
	30～49人	100.0(3.4)	7.0	6.6	0.3	30.5	57.2	4.9
	50～99人	100.0(4.6)	7.4	5.7	1.7	42.9	41.4	5.2
	100～299人	100.0(4.7)	18.0	10.4	7.6	40.8	33.9	6.4
	300～499人	100.0(2.7)	15.6	14.8	0.9	44.4	34.3	5.6
	500～999人	100.0(4.4)	8.8	7.9	0.9	35.9	30.9	17.4
	1000人以上	100.0(9.2)	18.2	16.8	1.4	41.4	25.4	10.9
事業所規模	1～9人	100.0(71.3)	7.0	5.8	1.2	45.2	36.2	5.2
	10～29人	100.0(20.4)	12.0	10.1	1.9	35.2	42.3	8.1
	30～49人	100.0(4.0)	17.1	14.4	2.7	32.8	41.1	7.8
	50～99人	100.0(2.6)	17.5	12.9	4.7	39.0	33.1	10.0
	100～299人	100.0(1.3)	29.1	24.4	4.8	38.3	23.6	8.7
	300人以上	100.0(0.3)	24.1	18.5	5.6	36.3	21.5	17.9
労働組合の有無	過半数労働組合*3 のみ	100.0(6.3)	23.2	19.7	3.5	36.2	27.6	11.9
	過半数組合ではな い労働組合のみ	100.0(2.4)	17.0	15.5	1.6	52.7	19.9	9.6
	過半数組合と過半数組 合ではない労働組合	100.0(0.5)	11.4	8.7	2.7	72.4	6.3	0.8
	労働組合はない	100.0(90.2)	7.8	6.4	1.4	42.6	38.9	5.7

* 1 : 1日の勤務終了後、翌日の出社までの間に、一定時間以上の休息时间（インターバル）を設けること

* 2 : 「制度はないが、9時間以上のインターバルを確保できないような長時間労働を行う労働者がいないため、導入する必要がない」場合を除く。

* 3 : 事業所の労働者の過半数で組織する労働組合

勤務間インターバル制度を適用しなくてよい場合

勤務間インターバル*1制度を適用しなくてよい場合

(注) 勤務間インターバルを「全労働者に導入している」「一部労働者に導入している」と回答した事業所に限る。

(MA)

割合 (%)		計	災害等により やむを得ず対応が 必要な場合	業務上のトラブル によりやむを得ず 対応が必要な 場合	労働者が個々に判 断する場合*2	繁忙期の場合	その他	適用除外は認めて いない
全事業所計		100.0(9.0)	44.2	34.5	28.4	18.9	5.0	9.8
産業	農業・林業（林業に限る）	100.0(0.0)	54.5	27.3	27.3	13.6	—	1.6
	鉱業・採石業・砂利採取業	100.0(0.0)	8.9	11.7	24.5	34.9	17.5	—
	建設業	100.0(7.5)	38.8	22.2	20.3	20.6	—	—
	製造業	100.0(7.3)	44.8	44.7	54.3	38.1	4.8	9.7
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0(0.5)	81.2	59.9	9.6	18.9	23.7	7.2
	情報通信業	100.0(2.2)	62.3	54.8	33.8	37.0	14.8	7.9
	運輸業、郵便業	100.0(11.4)	37.7	47.9	10.7	14.9	6.0	16.4
	卸売業、小売業	100.0(17.6)	72.8	43.4	39.0	9.9	2.1	5.6
	金融業、保険業	100.0(4.5)	31.0	36.5	5.3	5.3	15.4	25.7
	不動産業、物品賃貸業	100.0(3.9)	59.6	51.7	57.3	19.3	22.3	2.0
	学術研究、専門・技術サービス業	100.0(4.4)	47.2	12.3	31.6	44.4	1.6	16.2
	宿泊業、飲食サービス業	100.0(14.3)	16.5	32.3	30.4	28.5	0.2	0.8
	生活関連サービス業、娯楽業	100.0(6.3)	33.8	18.7	27.8	22.2	4.3	8.6
	教育、学習支援業	100.0(2.2)	47.4	12.5	27.4	25.8	1.6	14.0
	医療、福祉	100.0(10.6)	54.3	33.4	19.6	9.3	9.3	17.7
	複合サービス事業	100.0(1.5)	40.6	33.2	9.8	10.0	9.3	5.6
	サービス業（他に分類されないもの）	100.0(5.6)	24.7	10.2	21.0	1.4	0.0	19.9

*1：1日の勤務終了後、翌日の出社までの間に、一定時間以上の休息時間（インターバル）を設けること

*2：労働者自身の都合や業務状況に応じて、労働者が個々に判断する場合

勤務間インターバル制度を適用しなくてよい場合

勤務間インターバル*¹制度を適用しなくてよい場合(注) 勤務間インターバルを「全労働者に導入している」
「一部労働者に導入している」と回答した事業所に限る。

(MA)

割合 (%)		計	災害等により やむを得ず対応が 必要な場合	業務上のトラブル によりやむを得ず 対応が必要な場合	労働者が個々に 判断する場合* ²	繁忙期の場合	その他	適用除外は認めて いない
全事業所計		100.0(9.0)	44.2	34.5	28.4	18.9	5.0	9.8
企業規模	1～9人	100.0(43.7)	46.6	27.3	41.5	23.9	2.0	4.3
	10～29人	100.0(12.9)	38.5	46.6	34.0	10.7	3.8	3.3
	30～49人	100.0(2.6)	22.1	25.0	10.4	33.8	1.1	32.9
	50～99人	100.0(3.8)	46.3	33.0	12.8	9.3	5.8	25.7
	100～299人	100.0(9.4)	42.8	30.2	13.3	14.6	13.3	24.4
	300～499人	100.0(4.7)	35.8	85.3	1.5	0.7	7.7	4.0
	500～999人	100.0(4.2)	55.8	55.5	24.7	27.5	14.7	21.3
	1000人以上	100.0(18.6)	45.4	29.0	14.6	17.5	6.2	12.2
事業所規模	1～9人	100.0(55.1)	42.2	30.3	35.4	21.1	3.3	4.1
	10～29人	100.0(27.1)	46.7	39.8	25.1	13.4	5.7	11.5
	30～49人	100.0(7.6)	47.2	36.6	12.0	28.4	4.3	27.6
	50～99人	100.0(5.0)	43.1	39.9	12.4	12.4	17.3	23.7
	100～299人	100.0(4.3)	51.0	42.4	9.9	15.7	8.1	21.4
	300人以上	100.0(0.9)	44.5	44.2	12.2	22.5	8.4	21.8
労働組合の 有無	過半数労働組合* ³ のみがある	100.0(16.2)	43.0	37.5	10.6	18.3	12.1	17.2
	過半数組合ではない 労働組合のみがある	100.0(4.5)	52.8	38.5	2.9	4.3	2.5	21.8
	過半数組合と過半数組合 ではない労働組合がある	100.0(0.6)	64.1	61.0	47.4	51.3	20.3	0.3
	労働組合はない	100.0(78.3)	43.5	33.3	33.2	19.4	3.2	7.7

* 1 : 1日の勤務終了後、翌日の出社までの間に、一定時間以上の休息时间（インターバル）を設けること

* 2 : 労働者自身の都合や業務状況に応じて、労働者が個々に判断する場合

* 3 : 事業所の労働者の過半数で組織する労働組合

勤務間インターバルの制度導入状況 × 1か月の時間外労働時間

勤務間インターバル*1の制度導入状況 × 1か月の時間外労働時間*2（平均）

（注）「36協定を締結している」と回答した事業所に限る。

（時間を整数値で回答）

平均値（割合（％））		計	時間外労働時間（平均）						
			0時間	0時間超 20時間以下	20時間超 45時間以下	45時間超 60時間以下	60時間超 80時間以下	80時間超 100時間未満	100時間以上
全事業所計		100.0 (49.7)	21.7	59.4	12.4	1.1	0.2	0.2	0.9
勤務間インターバルの 制度導入状況	全労働者を対象として 導入している	100.0(8.9)	10.5	58.1	18.9	6.2	1.0	—	0.3
	一部労働者を対象として 導入している	100.0(2.2)	12.4	59.3	25.5	1.5	—	—	0.2
	制度はなく、今後も 導入の予定はない*3	100.0(42.4)	21.6	57.9	13.5	0.4	0.0	0.5	0.2
	制度はなく、 導入の必要がない	100.0(37.1)	26.4	64.5	6.0	0.3	0.3	—	0.1
	制度はないが、今後導入する 予定または導入を検討している	100.0(8.0)	11.0	50.1	23.0	3.2	—	—	9.5

勤務間インターバル*1の制度導入状況 × 1か月の時間外労働時間*2（最長）

（注）「36協定を締結している」と回答した事業所に限る。

（時間を整数値で回答）

最長の者（割合（％））		計	時間外労働時間（最長）						
			0時間	0時間超 20時間以下	20時間超 45時間以下	45時間超 60時間以下	60時間超 80時間以下	80時間超 100時間未満	100時間以上
全事業所計		100.0 (49.7)	20.1	39.2	24.3	5.9	4.2	0.6	1.0
勤務間インターバルの 制度導入状況	全労働者を対象として 導入している	100.0(8.9)	9.0	23.8	35.5	18.2	6.3	1.6	0.3
	一部労働者を対象として 導入している	100.0(2.2)	12.3	36.5	31.8	3.1	4.8	1.6	1.6
	制度はなく、今後も 導入の予定はない*3	100.0(42.4)	21.4	37.1	23.9	5.9	5.0	0.4	0.2
	制度はなく、 導入の必要がない	100.0(37.1)	24.3	46.5	21.2	3.1	1.8	0.1	0.2
	制度はないが、今後導入する 予定または導入を検討している	100.0(8.0)	6.7	35.7	29.5	4.0	8.7	1.7	9.9

* 1：1日の勤務終了後、翌日の出社までの間に、一定時間以上の休息时间（インターバル）を設けること

* 2：法定労働時間（一部を除き1週40時間以内）を超えた場合の労働時間を指す。法定休日労働時間は含まない。

* 3：「制度はないが、9時間以上のインターバルを確保できないような長時間労働を行う労働者がいないため、導入する必要がない」場合を除く。

勤務間インターバルの制度導入状況 × 1か月の時間外労働時間と法定休日労働時間の合計

勤務間インターバル*1の制度導入状況

× 1か月の時間外労働時間*2と法定休日労働時間*3の合計（平均）

（注）「36協定を締結している」と回答した事業所に限る。

（時間を整数値で回答）

平均値（割合（％））		計	時間外労働時間と法定休日労働時間の合計（平均）						
			0時間	0時間超 20時間以下	20時間超 45時間以下	45時間超 60時間以下	60時間超 80時間以下	80時間超 100時間未満	100時間以上
全事業所計		100.0 (49.7)	25.4	54.1	11.3	1.6	0.4	0.0	1.0
勤務間インターバルの 制度導入状況	全労働者を対象として 導入している	100.0(8.9)	15.1	47.1	18.6	6.8	1.4	—	0.8
	一部労働者を対象として 導入している	100.0(2.2)	21.9	40.5	25.7	10.7	—	—	—
	制度はなく、今後も 導入の予定はない*4	100.0(42.4)	26.1	52.9	12.3	1.0	0.1	0.0	0.3
	制度はなく、 導入の必要がない	100.0(37.1)	25.8	61.6	6.8	0.3	0.5	—	0.1
	制度はないが、今後導入する 予定または導入を検討している	100.0(8.0)	29.2	42.1	13.3	2.6	0.1	—	9.5

勤務間インターバル*1の制度導入状況

× 1か月の時間外労働時間*2と法定休日労働時間*3の合計（最長）

（注）「36協定を締結している」と回答した事業所に限る。

（時間を整数値で回答）

最長の者（割合（％））		計	時間外労働時間と法定休日労働時間の合計（最長）						
			0時間	0時間超 20時間以下	20時間超 45時間以下	45時間超 60時間以下	60時間超 80時間以下	80時間超 100時間未満	100時間以上
全事業所計		100.0 (49.7)	21.9	35.4	21.9	6.3	5.1	1.1	1.7
勤務間インターバルの 制度導入状況	全労働者を対象として 導入している	100.0(8.9)	10.8	19.5	30.7	17.2	7.7	2.4	1.2
	一部労働者を対象として 導入している	100.0(2.2)	22.9	25.8	29.4	4.2	4.3	2.9	1.5
	制度はなく、今後も 導入の予定はない*4	100.0(42.4)	22.1	36.4	19.6	6.4	6.5	0.7	1.3
	制度はなく、 導入の必要がない	100.0(37.1)	22.8	44.0	21.7	2.7	2.8	0.4	0.4
	制度はないが、今後導入する 予定または導入を検討している	100.0(8.0)	27.6	14.5	24.3	9.0	6.8	4.2	9.9

* 1：1日の勤務終了後、翌日の出社までの間に、一定時間以上の休息時間（インターバル）を設けること

* 3：法定休日（週に1日または4週に4日）に労働した場合を指す。

* 2：法定労働時間（一部を除き1週40時間以内）を超えた場合の労働時間を指す。法定休日労働時間は含まない。

* 4：「制度はないが、9時間以上のインターバルを確保できないような長時間労働を行う労働者がいないため、導入する必要がない」場合を除く

1. 事業所調査

01 基本属性

02 労働時間

03 フレックスタイム制

04 勤務間インターバル

05 年次有給休暇

06 割増賃金

07 事業場外みなし労働時間制

08 テレワーク

09 つながらない権利

10 副業・兼業

11 人事労務関係書類の保存

時季指定義務の運用方法

年次有給休暇のうち年5日の時季指定義務の運用方法として最も多いもの

(SA)

割合 (%)		計	切替始めに計画年休 制度により年5日を 指定している	労働者の意見を聞い た上で使用者が年5 日を指定している	労働者の取得に委ね て年5日取得できて いる	労働者の意見を聞か ずに使用者が年5日 を指定している	指定できておらず、 労働者は年5日取得 できていない
全事業所計		100.0	11.3	17.9	52.0	1.6	11.6
企業規模	1～9人	100.0(58.1)	8.9	19.0	45.4	1.4	17.7
	10～29人	100.0(12.9)	11.8	21.3	57.3	2.1	4.6
	30～49人	100.0(3.4)	14.0	14.0	64.1	5.9	1.9
	50～99人	100.0(4.6)	12.4	8.8	72.3	2.5	1.0
	100～299人	100.0(4.7)	10.5	8.3	77.1	0.4	3.4
	300～499人	100.0(2.7)	38.4	11.4	40.9	0.1	9.1
	500～999人	100.0(4.4)	8.6	16.3	67.3	0.2	1.1
	1000人以上	100.0(9.2)	18.2	19.2	54.9	2.0	2.2
事業所規模	1～9人	100.0(71.3)	9.8	18.0	48.4	1.6	15.2
	10～29人	100.0(20.4)	14.3	19.2	59.2	1.6	3.4
	30～49人	100.0(4.0)	17.6	12.6	65.7	3.3	0.6
	50～99人	100.0(2.6)	18.9	14.5	63.6	0.8	2.0
	100～299人	100.0(1.3)	15.5	15.0	68.3	0.8	0.2
	300人以上	100.0(0.3)	17.5	9.7	71.1	0.9	0.8
労働組合 の有無	過半数労働組合* ¹ のみがある	100.0(6.3)	18.1	28.7	51.3	0.5	0.9
	過半数組合ではない 労働組合のみがある	100.0(2.4)	20.3	15.4	61.6	2.1	0.0
	過半数組合と過半数組合 ではない労働組合がある	100.0(0.5)	8.1	3.3	80.7	—	—
	労働組合はない	100.0(90.2)	10.6	16.9	51.9	1.7	12.9

* 1：事業所の労働者の過半数で組織する労働組合

労働者が取り残している年次有給休暇の平均日数

前年からの繰り越し分を含めて労働者が取り残している年次有給休暇の平均日数

(SA)

割合 (%)		計	5 日以下	6 ～10日	11～15日	16～20日	21日以上
全事業所計		100.0	41.4	17.0	12.7	7.5	10.5
企業規模	1 ～ 9 人	100.0(58.1)	55.8	11.7	7.4	4.3	6.5
	10～29人	100.0(12.9)	25.1	35.4	15.0	7.7	7.5
	30～49人	100.0(3.4)	19.3	30.9	19.6	17.2	10.9
	50～99人	100.0(4.6)	21.6	15.0	30.5	13.1	11.2
	100～299人	100.0(4.7)	12.6	16.7	20.5	16.4	32.7
	300～499人	100.0(2.7)	12.5	23.2	35.6	15.4	13.2
	500～999人	100.0(4.4)	18.7	24.5	13.2	12.1	24.0
	1000人以上	100.0(9.2)	25.1	15.6	20.6	11.3	21.2
事業所規模	1 ～ 9 人	100.0(71.3)	48.3	13.8	9.3	5.6	9.1
	10～29人	100.0(20.4)	27.8	25.7	19.8	9.3	13.5
	30～49人	100.0(4.0)	17.0	23.8	23.2	16.2	17.4
	50～99人	100.0(2.6)	15.1	20.5	26.2	21.2	14.5
	100～299人	100.0(1.3)	9.7	29.7	26.3	19.9	12.3
	300人以上	100.0(0.3)	9.3	17.7	26.3	21.2	23.3
労働組合の有無	過半数労働組合* ¹ のみがある	100.0(6.3)	16.5	20.1	13.3	19.1	30.0
	過半数組合ではない 労働組合のみがある	100.0(2.4)	13.8	13.8	20.2	12.4	38.7
	過半数組合と過半数組合 ではない労働組合がある	100.0(0.5)	18.6	8.4	57.3	2.8	4.7
	労働組合はない	100.0(90.2)	44.2	17.0	12.2	6.6	8.5

* 1 : 事業所の労働者の過半数で組織する労働組合

年次有給休暇 (時季指定義務の運用方法×取り残している平均日数)

年次有給休暇5日の時季指定義務の運用方法として最も多いもの
×前年からの繰り越し分を含めて労働者が取り残している年次有給休暇の平均日数

(SA)

割合 (%)		計	取り残している年次有給休暇日数 (平均)				
			5日以下	6～10日	11～15日	16～20日	21日以上
全事業所計		100.0	41.4	17.0	12.7	7.5	10.5
時季指定義務 運用方法 (最も多いもの)	切替始めに計画年休制度により 年5日を指定している	100.0 (11.3)	41.2	21.1	20.9	7.4	8.2
	労働者の意見を聞いた上で 使用者が年5日を指定している	100.0 (17.9)	45.5	21.8	12.6	7.9	7.1
	労働者の取得に委ねて 年5日取得できている	100.0 (52.0)	40.8	19.6	13.7	9.1	13.0
	労働者の意見を聞かずに 使用者が年5日を指定している	100.0 (1.6)	53.0	13.3	29.6	1.5	2.0
	指定できておらず、 労働者は年5日取得できていない	100.0 (11.6)	54.8	2.8	4.1	3.5	13.1

年次有給休暇 (取り残している平均日数 × 時間外労働時間、法定休日労働時間)

前年からの繰り越し分を含めて労働者が取り残している年次有給休暇の平均日数
× 1 か月の時間外労働*¹ (平均)

(注) 「36協定を締結している」と回答した
事業所に限る。

(時間を整数値で回答)

割合 (%)		計	時間外労働時間 (平均)						
			0 時間	0 時間超 20時間以下	20時間超 45時間以下	45時間超 60時間以下	60時間超 80時間以下	80時間超 100時間未満	100時間以上
全事業所計		100.0 (49.7)	21.7	59.4	12.4	1.1	0.2	0.2	0.9
取り残している 年次有給休暇 日数 (平均)	5 日以下	100.0(27.3)	28.1	49.6	13.6	2.1	—	—	0.0
	6～10日	100.0(23.5)	22.2	62.4	10.2	0.6	0.2	—	3.3
	11～15日	100.0(18.1)	15.2	67.5	12.8	1.5	—	—	0.5
	16～20日	100.0(13.5)	14.0	70.6	8.5	0.5	0.0	—	0.4
	21日以上	100.0(14.9)	23.5	57.9	14.7	0.5	0.3	1.4	0.0

前年からの繰り越し分を含めて労働者が取り残している年次有給休暇の平均日数
× 1 か月の法定休日労働時間*² (平均)

(注) 「36協定を締結している」と回答した
事業所に限る。

(時間を整数値で回答)

割合 (%)		計	法定休日労働時間 (平均)						
			0 時間	0 時間超 20時間以下	20時間超 45時間以下	45時間超 60時間以下	60時間超 80時間以下	80時間超 100時間未満	100時間以上
全事業所計		100.0 (49.5)	72.5	19.4	0.9	0.1	0.2	0.0	—
取り残している 年次有給休暇 日数 (平均)	5 日以下	100.0(27.5)	74.9	16.0	0.3	—	—	—	—
	6～10日	100.0(22.9)	69.2	18.6	1.3	0.3	0.4	0.2	—
	11～15日	100.0(18.2)	67.0	29.7	0.3	0.0	0.0	—	—
	16～20日	100.0(13.6)	79.9	13.7	0.2	0.0	0.0	—	—
	21日以上	100.0(15.0)	77.9	17.0	3.0	—	0.3	—	—

* 1 : 法定労働時間（一部を除き 1 週40時間以内）を超えた場合の労働時間を指す。法定休日労働時間は含まない。

* 2 : 法定休日（週に 1 日または 4 週に 4 日）に労働した場合を指す。

年次有給休暇 (取り残している平均日数 × 時間外労働時間と法定休日労働時間の合計)

前年からの繰り越し分を含めて労働者が取り残している年次有給休暇の平均日数
× 1 か月の時間外労働*¹と法定休日労働時間*²の合計（平均）

(注) 「36協定を締結している」と回答した事業所に限る。

(時間を整数値で回答)

割合 (%)		計	時間外労働と法定休日労働時間の合計（平均）						
			0 時間	0 時間超 20時間以下	20時間超 45時間以下	45時間超 60時間以下	60時間超 80時間以下	80時間超 100時間未満	100時間以上
全事業所計		100.0 (49.7)	25.4	54.1	11.3	1.6	0.4	0.0	1.0
取り残している 年次有給休暇 日数（平均）	5 日以下	100.0(27.3)	33.9	45.6	8.8	2.9	—	—	0.0
	6～10日	100.0(23.5)	25.6	53.1	10.8	1.4	0.8	0.0	3.6
	11～15日	100.0(18.1)	17.1	60.3	14.6	1.8	0.2	—	0.4
	16～20日	100.0(13.5)	17.7	66.3	9.7	0.1	0.1	—	0.0
	21日以上	100.0(14.9)	26.5	55.6	13.7	0.7	0.5	—	0.5

* 1：法定労働時間（一部を除き 1 週40時間以内）を超えた場合の労働時間を指す。法定休日労働時間は含まない。

* 2：法定休日（週に 1 日または 4 週に 4 日）に労働した場合を指す。

時効を経過した年次有給休暇の取扱い

労働者が取得せずに2年の時効を経過した年次有給休暇の取扱い

(MA)

時効を経過した年次有給休暇の取扱い	割合 (%)
そのまま消滅としている	60.0
年次有給休暇と同じ条件で次期に繰り越している	21.3
年次有給休暇とは取得条件を変え、特別休暇等として積み立てている	6.6
消滅分に対する補償（金銭的補償を含む）をしている	4.2

1. 事業所調査

01 基本属性

02 労働時間

03 フレックスタイム制

04 勤務間インターバル

05 年次有給休暇

06 割増賃金

07 事業場外みなし労働時間制

08 テレワーク

09 つながらない権利

10 副業・兼業

11 人事労務関係書類の保存

所定労働時間を超えた時間外労働に対する割増賃金

所定労働時間を超えた時間外労働*¹に対する残業代（割増賃金）を支払っている週労働時間数

(SA)

所定労働時間を超えた時間外労働に対する残業代（割増賃金）を支払っている週労働時間数	割合（％）
週40時間未満で特定の時間数から	31.6
週40時間から	32.3
週40時間超44時間未満で特定の時間数から	3.4
週44時間から	1.7
その他（支払っていない）	23.5
無回答・不詳	7.6

* 1：法定休日労働（週に1日又は4週に4日の休日に労働した場合を指す）を除く

（注）36協定を締結していない事業所の回答も含む。

（参考）36協定の締結状況

(SA)

36協定の締結状況	割合（％）
36協定を締結していない	82.6
36協定を締結している	12.1
無回答・不詳	5.3

（注）時間外労働に対する割増賃金の発生する週労働時間数について、「その他（支払っていない）」を選択した事業所に限る。

（注）労働時間制度等に関する実態調査の調査票情報を、労働基準局労働条件政策課において特別集計

1. 事業所調査

- 01 基本属性
- 02 労働時間
- 03 フレックスタイム制
- 04 勤務間インターバル
- 05 年次有給休暇
- 06 割増賃金
- 07 事業場外みなし労働時間制
- 08 テレワーク
- 09 つながらない権利
- 10 副業・兼業
- 11 人事労務関係書類の保存

事業場外みなし労働時間制

事業場外で業務を行う労働者について、事業場外みなし労働時間制の対象としている労働者別の事業所の割合

(MA)

事業場外みなし労働時間制の対象としている労働者	割合 (%)
営業等外勤の労働者	22.3
出張時の労働者	26.4
テレワーク*1の労働者	15.6
その他の労働者	19.2

*1：自宅など、事業所以外の場所で情報通信技術を利用して勤務すること

事業場外みなし労働時間制の対象としている労働者別の実際の労働時間の管理方法

(MA)

割合 (%)	PC等の使用ログ (自動管理)	自己申告 (システム入力等)	自己申告 (メール/紙)	タイムカード	その他の方法	管理していない
営業等外勤の労働者	6.5	22.0	24.8	19.6	6.5	30.4
出張時の労働者	5.2	28.2	30.3	11.1	7.9	24.4
テレワークの労働者	12.0	19.0	20.7	7.2	2.5	47.3
その他の労働者	6.0	17.4	20.9	15.9	7.0	39.3

営業等外勤の労働者、出張時の労働者について労働時間を算定しがたいとき

(MA)

割合 (%)	営業等 外勤の労働者	出張時の 労働者
始業・終業が自由であり、実際の労働時間を把握・管理できないとき	21.7	24.7
外回り等で業務の具体的な遂行方法を本人に委ねているとき	29.2	23.6
通信機器の携帯を義務づけておらず、労働者と連絡が取れないとき	2.3	4.5
通信機器等は携帯させているものの、即時に応答することを求める運用とはしていないため、随時労働者と連絡が取れないとき	6.5	7.7
その他	15.6	16.2
該当するときはない（スマートフォン等で労働時間を確認できる）	31.8	31.8

1. 事業所調査

- 01 基本属性
- 02 労働時間
- 03 フレックスタイム制
- 04 勤務間インターバル
- 05 年次有給休暇
- 06 割増賃金
- 07 事業場外みなし労働時間制
- 08 テレワーク
- 09 つながらない権利
- 10 副業・兼業
- 11 人事労務関係書類の保存

テレワークを行う労働者に適用している労働時間制度

テレワーク*1を行う労働者に適用している労働時間制度

(MA)

割合 (%)		計	テレワーク を行っている 労働者が いる*2	テレワークを行う労働者に適用している労働時間制度							テレワーク を行っている 労働者は いない
				通常の労働 時間制度	事業場外み なし労働時 間制	フレックス タイム制	専門業務型 裁量労働制	企画業務型 裁量労働制	変形労働時 間制	研究開発、 管理監督 者、機密、 高プロ	
全事業所計		100.0	10.1	8.1	0.7	1.6	0.4	0.1	0.4	0.3	84.4
企業 規模	1～9人	100.0 (58.1)	6.1	4.7	0.5	0.3	0.3	0.1	0.2	0.1	87.5
	10～29人	100.0 (12.9)	12.0	8.8	0.6	2.2	0.5	—	0.3	0.0	82.0
	30～49人	100.0 (3.4)	11.3	9.8	0.3	1.1	0.2	—	0.5	0.2	87.4
	50～99人	100.0 (4.6)	12.5	9.9	1.1	1.4	0.2	0.0	1.3	0.3	84.1
	100～299人	100.0 (4.7)	12.4	9.7	0.5	3.1	1.0	0.0	1.0	0.3	87.4
	300～499人	100.0 (2.7)	23.3	21.5	0.1	2.8	0.1	0.1	1.3	0.2	76.4
	500～999人	100.0 (4.4)	11.7	10.0	2.5	3.6	0.2	1.2	0.9	0.2	79.5
	1000人以上	100.0 (9.2)	25.9	22.0	0.8	7.3	1.0	0.4	0.7	2.0	70.2

*1：自宅など、事業所以外の場所で情報通信技術を利用して勤務すること

*2：テレワークを行う労働者に適用している労働時間制度を1つ以上回答した事業所の割合

テレワークを行う労働者について労働時間を算定しがたいとき

テレワーク*¹を行う労働者について、労働時間を算定しがたいとき*²

(注) テレワークを行う労働者に適用している労働時間制度を1つ以上回答した事業所に限る。

(MA)

労働時間を算定しがたいとき	割合 (%)
始業・終業が自由であり、実際の労働時間を把握・管理できないとき	29.9
外回り等で業務の具体的な遂行方法を本人に委ねているとき	17.4
通信機器の携帯を義務づけておらず、労働者の連絡が取れないとき	3.2
通信機器等は携帯させているものの、即時に応答をすることを求める運用とはしていないため、随時労働者と連絡が取れないとき	9.6
その他	6.5
該当するときはない（スマートフォン等で労働時間を確認できる）	41.1

*1：自宅など、事業所以外の場所で情報通信技術を利用して勤務すること

*2：事業場外みなし労働時間制適用労働者がいる場合は、当該労働者について選択

テレワークにおける始業・終業時間、中抜け時間の管理方法

テレワーク*1を行う労働者の始業・終業時間の管理方法

(注) 前頁で回答したテレワークを行う労働者に適用している労働時間制度それぞれについての割合 (MA)

【始業・終業時刻の管理方法】 割合 (%)	計	P C等の使用ログ (自動管理)	自己申告 (システム入力等)	自己申告 (メール/紙)	その他の方法	管理していない
通常の労働時間制度	100.0(8.1)	23.9	46.3	40.1	6.2	6.2
事業場外みなし労働時間制	100.0(0.7)	23.9	44.7	20.8	8.7	20.0
フレックスタイム制	100.0(1.6)	24.6	68.0	48.1	6.3	4.8
専門業務型裁量労働制	100.0(0.4)	7.0	37.8	23.6	5.6	5.4
企画業務型裁量労働制	100.0(0.1)	88.6	48.3	1.3	12.1	1.4
変形労働時間制	100.0(0.4)	13.2	62.6	23.9	4.8	8.8
研究開発業務従事者、管理監督者、機密の事務を取り扱う者、高度プロフェッショナル制度適用者	100.0(0.3)	47.3	68.2	26.7	7.6	1.5

テレワーク*1を行う労働者の中抜け時間の管理方法

(注) 前頁で回答したテレワークを行う労働者に適用している労働時間制度それぞれについての割合 (MA)

【中抜け時間の管理方法】 割合 (%)	計	P C等の使用ログ (自動管理)	自己申告 (システム入力等)	自己申告 (メール/紙)	その他の方法	管理していない
通常の労働時間制度	100.0(8.1)	13.6	46.3	31.2	6.6	16.9
事業場外みなし労働時間制	100.0(0.7)	23.9	46.8	34.7	8.7	25.9
フレックスタイム制	100.0(1.6)	14.9	66.9	47.1	7.6	7.5
専門業務型裁量労働制	100.0(0.4)	1.9	33.1	18.9	1.2	20.7
企画業務型裁量労働制	100.0(0.1)	41.6	80.7	1.3	0.4	13.2
変形労働時間制	100.0(0.4)	6.3	58.9	22.9	3.7	13.2
研究開発業務従事者、管理監督者、機密の事務を取り扱う者、高度プロフェッショナル制度適用者	100.0(0.3)	33.1	66.7	25.9	1.1	10.6

*1：自宅など、事業所以外の場所で情報通信技術を利用して勤務すること

1. 事業所調査

- 01 基本属性
- 02 労働時間
- 03 フレックスタイム制
- 04 勤務間インターバル
- 05 年次有給休暇
- 06 割増賃金
- 07 事業場外みなし労働時間制
- 08 テレワーク
- 09 つながらない権利
- 10 副業・兼業
- 11 人事労務関係書類の保存

つながらない権利

勤務時間外の業務に関する連絡*¹のルール

(MA)

割合 (%)		計	就業規則でルールを定めている	労使協定でルールを定めている	労働協約でルールを定めている	明文化はされていないが、ルールが存在する	ルールはなく、勤務時間外には連絡しない	ルールはないが、勤務時間外に連絡することがある
全事業所計		100.0	8.2	0.3	0.5	9.8	34.0	44.4
事業所規模	1～9人	100.0(71.3)	8.1	0.1	0.2	7.7	34.9	44.3
	10～29人	100.0(20.4)	7.8	0.9	1.7	15.4	32.6	43.7
	30～49人	100.0(4.0)	9.1	0.8	0.7	14.9	29.5	46.3
	50～99人	100.0(2.6)	11.2	1.5	1.0	14.7	31.4	43.3
	100～299人	100.0(1.3)	10.2	1.1	1.1	12.5	26.1	53.6
	300人以上	100.0(0.3)	9.1	1.3	0.4	14.7	31.6	46.7
労働組合の有無	過半数労働組合* ² のみがある	100.0(6.3)	18.6	1.1	0.7	12.2	29.4	41.9
	過半数組合ではない労働組合のみがある	100.0(2.4)	16.6	0.4	—	5.0	41.4	37.6
	過半数組合と過半数組合ではない労働組合がある	100.0(0.5)	16.9	0.6	0.2	3.8	9.1	70.2
	労働組合はない	100.0(90.2)	7.2	0.3	0.5	9.7	34.5	44.9

* 1：災害発生時等の緊急連絡を除き、勤務時間外に、出勤していない者に対して業務に関する連絡をする場合

* 2：事業所の労働者の過半数で組織する労働組合

1. 事業所調査

- 01 基本属性
- 02 労働時間
- 03 フレックスタイム制
- 04 勤務間インターバル
- 05 年次有給休暇
- 06 割増賃金
- 07 事業場外みなし労働時間制
- 08 テレワーク
- 09 つながらない権利
- 10 副業・兼業
- 11 人事労務関係書類の保存

副業・兼業の取扱い

副業・兼業の取扱い

(MA)

(該当労働者数を整数値で回答)

副業・兼業の許可・受入制度	制度の有無（割合（％））	労働者の割合 ^{*1} （％）
労働者に、雇用での副業・兼業を認めている	24.7	28.7
労働者に、非雇用（フリーランス等）での副業・兼業を認めている	13.2	20.9
労働者の副業・兼業を認めていない	25.7	
労働者が副業・兼業をしているかを把握していない	20.1	
他社に雇用され、自事業所で副業・兼業で働く者を雇用で受け入れている	7.7	9.0
他社に雇用され、自事業所で副業・兼業で働く者を非雇用（フリーランス等）で受け入れている	5.3	11.2
他に雇用契約ではない仕事を持ち、自事業所で副業・兼業で働く者を雇用で受け入れている	4.4	7.2
他に雇用契約ではない仕事を持ち、自事業所で副業・兼業で働く者を非雇用（フリーランス等）で受け入れている	3.6	3.3
他に仕事を持つ労働者（雇用・非雇用を含む）の副業・兼業は受け入れていない	8.1	
労働者が他に本業を持っているか否かは把握していない	16.7	

*1：それぞれ制度が「ある」と回答した事業所のうち、該当労働者数が不詳のものを除き、それぞれの事業所の全常用労働者に占める該当労働者の割合を事業所数で復元した値について、復元後の事業所数で除した割合を算出している。

副業・兼業の取扱い

副業・兼業の取扱い

(MA)

割合 (%)		計	雇用での副業・兼業を認めている	非雇用（フリーランス等）での副業・兼業を認めている	副業・兼業は認めていない	副業・兼業しているかを把握していない	他社に雇用され、自事業所で副業・兼業で働く者を雇用で受け入れている	他社に雇用され、自事業所で副業・兼業で働く者を非雇用（フリーランス等）で受け入れている	他に雇用契約ではない仕事を持ち、自事業所で副業・兼業で働く者を雇用で受け入れている	他に雇用契約ではない仕事を持ち、自事業所で副業・兼業で働く者を非雇用（フリーランス等）で受け入れている	他に仕事を持つ労働者（雇用・非雇用を含む）の副業・兼業は受け入れていない	労働者が他に本業を持っているか否かは把握していない
全事業所計		100.0	24.7	13.2	25.7	20.1	7.7	5.3	4.4	3.6	8.1	16.7
事業所規模	1～9人	100.0 (71.3)	23.4	11.5	22.0	21.2	5.3	4.4	3.4	2.8	7.5	19.6
	10～29人	100.0 (20.4)	28.4	17.8	32.1	18.3	14.4	8.0	7.8	6.6	9.6	9.8
	30～49人	100.0 (4.0)	24.7	15.6	39.4	15.1	11.5	7.3	6.6	2.8	9.7	10.7
	50～99人	100.0 (2.6)	28.2	16.2	42.9	17.8	11.6	4.9	3.5	2.2	10.1	5.4
	100～299人	100.0 (1.3)	29.7	14.5	44.6	16.8	12.9	5.6	5.4	3.1	6.6	10.4
	300人以上	100.0 (0.3)	28.9	25.9	44.5	7.3	9.8	5.9	5.1	4.2	9.6	10.5

副業・兼業の場合における割増賃金の支払状況

副業・兼業の場合における割増賃金の支払状況

(注) 「雇用での副業・兼業を認めている」と回答した事業所のうち、該当労働者が「1人以上いる」と回答した事業所に限る。

(SA)

【雇用での副業・兼業を認めている場合】 割合 (%)		計	他社の労働時間と 通算して割増賃金 を支払っている	管理モデル ^{*1} を 導入して割増賃金 を支払っている	自社の労働時間制 度において発生し た割増賃金のみを 支払っている	通算しても法定労 働時間に達しない ため、割増賃金を 支払う必要がない	割増賃金を支払っ ていない
全事業所計		100.0(13.3)	12.7	0.2	28.3	25.9	32.5
事業所 規模	1～9人	100.0(67.1)	16.1	—	17.9	26.8	38.7
	10～29人	100.0(25.1)	3.2	0.1	50.3	26.0	20.4
	30～49人	100.0(3.4)	21.0	3.6	29.7	16.6	29.0
	50～99人	100.0(2.4)	2.2	—	62.6	24.9	10.2
	100～299人	100.0(1.7)	17.6	0.8	56.2	12.4	12.1
	300人以上	100.0(0.4)	12.0	4.8	50.3	25.6	7.0

(注) 「他社に雇用され、自事業所で副業・兼業で働く者を雇用で受け入れている」と回答した事業所のうち、該当労働者が「1人以上いる」と回答した事業所に限る。

(SA)

【他社に雇用され、自事業所で副業・兼業で働く者を雇用で受け入れている場合】 割合 (%)		計	他社の労働時間と 通算して割増賃金 を支払っている	管理モデル ^{*1} を 導入して割増賃金 を支払っている	自社の労働時間制 度において発生し た割増賃金のみを 支払っている	通算しても法定労 働時間に達しない ため、割増賃金を 支払う必要がない	割増賃金を支払っ ていない
全事業所計		100.0(4.0)	5.2	5.1	40.4	29.1	20.2
事業所 規模	1～9人	100.0(28.1)	6.1	10.0	14.3	32.0	37.4
	10～29人	100.0(56.7)	0.9	3.8	54.6	26.8	13.9
	30～49人	100.0(6.8)	32.0	1.1	15.2	39.8	11.9
	50～99人	100.0(5.1)	6.5	—	58.3	21.9	13.2
	100～299人	100.0(2.7)	13.9	0.2	37.4	36.6	11.9
	300人以上	100.0(0.5)	11.3	—	66.4	19.8	2.5

* 1 : 副業・兼業元及び副業・兼業先それぞれの事業所において、労働時間の上限を予め設定しておくもの。

1. 事業所調査

- 01 基本属性
- 02 労働時間
- 03 フレックスタイム制
- 04 勤務間インターバル
- 05 年次有給休暇
- 06 割増賃金
- 07 事業場外みなし労働時間制
- 08 テレワーク
- 09 つながらない権利
- 10 副業・兼業
- 11 人事労務関係書類の保存

書類保存期間

事業所において、人事労務管理関係書類をそれぞれの程度の期間保存しているか

(SA)

割合 (%)	計	3年未満	3年	3年超 4年以下	4年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超
労働者名簿・賃金台帳	100.0	7.7	6.9	1.5	9.7	23.3	16.4	27.8
雇入・解雇関係書類 ^{*1}	100.0	8.1	6.4	1.7	9.3	20.7	12.9	28.5
災害補償関係書類 ^{*2}	100.0	10.1	7.5	2.5	9.0	18.3	12.4	24.5
年次有給休暇管理簿	100.0	12.3	10.3	3.7	9.4	18.2	11.8	18.8
労働保険関係書類 ^{*3}	100.0	9.2	7.0	3.1	9.3	19.2	13.6	25.8

*1：雇入決定関係書類、契約書、労働条件通知書、解雇決定関係書類、解雇予告除外認定関係書類、予告手当又は退職手当の領収書等

*2：診断書、補償の支払い、領収関係書類等

*3：保険関係成立届、保険料申告書の事業主控等

書類保存期間

事業所において、人事労務管理関係書類をどの程度の期間保存しているか

(SA)

割合 (%)		計	3年未満	3年	3年超 4年以下	4年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超
全事業所計		100.0	9.5	7.6	2.5	9.3	19.9	13.4	25.1
企業規模	1～9人	100.0(58.1)	13.6	7.3	1.2	9.9	19.2	11.8	20.8
	10～29人	100.0(12.9)	4.7	7.9	3.5	6.7	26.8	17.9	25.2
	30～49人	100.0(3.4)	1.5	6.1	3.0	8.4	26.1	22.7	30.8
	50～99人	100.0(4.6)	5.4	3.3	2.3	12.5	20.0	21.6	30.1
	100～299人	100.0(4.7)	1.9	10.4	2.5	10.2	18.6	11.8	42.8
	300～499人	100.0(2.7)	1.6	6.9	2.9	5.0	22.2	15.2	42.7
	500～999人	100.0(4.4)	3.3	8.6	5.2	11.0	13.6	14.9	33.0
	1000人以上	100.0(9.2)	4.4	10.0	8.1	8.2	15.4	9.2	29.2
事業所規模	1～9人	100.0(71.3)	11.7	7.0	1.6	9.7	18.6	11.9	23.5
	10～29人	100.0(20.4)	4.5	9.4	5.2	7.9	22.5	17.3	28.3
	30～49人	100.0(4.0)	2.3	7.9	3.6	9.9	24.6	18.9	30.0
	50～99人	100.0(2.6)	2.7	8.1	3.3	10.9	26.0	16.9	31.2
	100～299人	100.0(1.3)	1.1	12.7	3.7	8.3	26.3	14.3	30.8
	300人以上	100.0(0.3)	1.8	9.9	4.0	8.5	22.5	13.6	36.8

(注) 労働者名簿・賃金台帳、雇入・解雇関係書類、災害補償関係書類、年次有給休暇管理簿、労働保険関係書類の保存期間の回答それぞれを同一期間ごとに足し合わせて割合を計算

紙で保存している人事労務管理関係書類を電子保存しない理由

紙で保存している人事労務管理関係書類を電子保存しない理由

(MA)

割合 (%)		計	電子での保存には 費用がかかるから	電子での保存は難 しそうだから	これまで紙で保存 してきたから	紙の方が見やすい・ 扱いやすいから	紙と電子の両方で 保存をしている	紙で保存してい るものはない
全事業所計		100.0	7.0	10.6	53.6	23.1	26.5	4.0
企業 規模	1～9人	100.0(58.1)	6.6	11.5	57.6	27.4	18.1	3.4
	10～29人	100.0(12.9)	10.5	13.5	54.5	20.9	32.6	1.5
	30～49人	100.0(3.4)	9.0	8.3	58.8	26.5	41.7	2.1
	50～99人	100.0(4.6)	4.8	9.3	54.4	14.1	35.0	2.8
	100～299人	100.0(4.7)	8.5	4.8	41.5	15.1	50.9	6.6
	300～499人	100.0(2.7)	1.5	3.2	47.8	9.1	62.2	0.5
	500～999人	100.0(4.4)	7.3	12.2	43.4	18.7	32.7	4.7
	1000人以上	100.0(9.2)	5.7	6.5	37.2	12.6	35.1	12.6
事業所 規模	1～9人	100.0(71.3)	6.2	10.9	54.7	24.5	21.5	3.8
	10～29人	100.0(20.4)	9.3	10.3	52.0	18.6	35.5	5.3
	30～49人	100.0(4.0)	10.4	10.2	50.4	26.3	42.9	2.0
	50～99人	100.0(2.6)	4.5	6.8	47.3	17.0	52.0	4.7
	100～299人	100.0(1.3)	7.6	9.1	45.7	19.0	49.8	4.0
	300人以上	100.0(0.3)	10.7	11.6	42.8	15.8	50.5	6.5

(注) 労働者名簿・賃金台帳、雇入・解雇関係書類、災害補償関係書類、年次有給休暇管理簿、労働保険関係書類のうち、紙で保存しているものについて回答

1. 事業所調査

2. 個人調査

(注)

- 構成割合は四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合がある。
- クロス集計については、「無回答・不詳」及び雇用形態の「その他」についての掲載は省略している。

2. 個人調査

01 基本属性

02 労働時間制度等

03 年次有給休暇

04 勤務間インターバル

05 健康管理

06 テレワーク

07 副業・兼業

基本属性①

年齢

(SA)

年齢	割合 (%)	
20歳未満	0.8	(n=33)
20～29歳	14.8	(n=747)
30～39歳	20.7	(n=1,178)
40～49歳	24.4	(n=1,475)
50～59歳	25.8	(n=1,454)
60～64歳	6.6	(n=377)
65歳以上	6.6	(n=232)
無回答・不詳	0.2	(n=9)

性別

(SA)

性別	割合 (%)	
男性	54.7	(n=3,211)
女性	44.8	(n=2,257)
無回答・不詳	0.5	(n=37)

就業形態

(SA)

就業形態	割合 (%)	
正社員 ^{*1}	77.3	(n=4,247)
契約社員又は嘱託社員 ^{*2}	5.2	(n=537)
パートタイム労働者又はアルバイト労働者 ^{*3}	14.6	(n=616)
その他	2.3	(n=53)
無回答・不詳	0.5	(n=52)

従事する業務が適用猶予業種である割合

(MA)

従事する業務が適用猶予業種である割合	割合 (%)	
工作物の建設の事業	4.9	(n=185)
自動車運転の業務 ^{*4}	5.2	(n=341)
医業に従事する医師	1.6	(n=37)
鹿児島県、沖縄県における砂糖を製造する事業	0.0	(n=1)
上記のいずれにも当てはまらない	88.3	(n=4,919)
無回答・不詳	0.1	(n=26)

* 1：常用労働者のうち、正社員と呼称される者

* 2：常用労働者のうち、契約社員又は嘱託社員と呼称される者

* 3：常用労働者のうち、パートタイム労働者又はアルバイト労働者と呼称される者

* 4：トラック・バス・タクシーなど、自動車の運転を行うことを業務としている場合を指す。

基本属性②

雇用契約期間

(SA)

雇用契約期間の定め	割合 (%)	
定めがない（定年までの雇用を含む）	78.8	(n = 4,903)
1 か月未満	0.0	(n = 1)
1 か月以上 3 か月以下	0.6	(n = 17)
3 か月超 6 か月以下	1.3	(n = 106)
6 か月超 1 年以下	6.3	(n = 347)
1 年超 3 年以下	2.3	(n = 199)
3 年超 5 年以下	1.7	(n = 127)
5 年超	6.8	(n = 453)
契約期間の定めはあるが具体的な期間が分からない	1.3	(n = 88)
契約期間の定めがあるのか不明	0.7	(n = 44)
無回答・不詳	0.3	(n = 30)

基本属性③

企業*1規模（常用労働者数*2）

(SA)

企業規模	割合 (%)	
1～9人	12.5	(n=164)
10～29人	14.6	(n=316)
30～49人	5.5	(n=323)
50～99人	12.6	(n=571)
100～299人	15.2	(n=834)
300～499人	4.9	(n=529)
500～999人	8.3	(n=622)
1,000人以上	26.4	(n=2,146)

事業所規模（常用労働者数*2）

(SA)

事業所規模	割合 (%)	
1～9人	18.2	(n=257)
10～29人	24.7	(n=559)
30～49人	11.2	(n=581)
50～99人	13.2	(n=844)
100～299人	15.6	(n=1,465)
300人以上	17.0	(n=1,799)

*1：本社、支社、工場、営業所等を合わせた全体

*2：事業場に直接雇用されている労働者で、期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇われている者をいう。他事業所に派遣している派遣労働者も含む。
なお、別企業に出向している者や、直接雇用されずに、事業所内で就業する者（派遣労働者及び請負労働者）は含まない。

基本属性④

産業

(SA)

業種	割合 (%)	
林業	0.1	(n=152)
鉱業、採石業、砂利採取業	0.0	(n=102)
建設業	5.8	(n=181)
製造業	16.2	(n=327)
電気・ガス・熱供給・水道業	0.4	(n=72)
情報通信業	3.7	(n=405)
運輸業、郵便業	6.1	(n=1,311)
卸売業、小売業	20.0	(n=138)
金融業、保険業	2.8	(n=177)
不動産業、物品賃貸業	2.1	(n=201)
学術研究、専門・技術サービス業	3.5	(n=576)
宿泊業、飲食サービス業	7.6	(n=228)
生活関連サービス業、娯楽業(家事サービス業を除く)	3.4	(n=595)
教育、学習支援業	3.5	(n=326)
医療、福祉業	15.1	(n=182)
複合サービス事業	0.8	(n=215)
サービス業(他に分類されないもの)(外国公務を除く)	9.1	(n=317)

現在の職業、適用されている労働時間制度

現在の職業

(SA)

現在の職業	割合 (%)	
管理的職業従事者	12.4	(n = 618)
専門的・技術的職業従事者	16.7	(n = 977)
事務従事者	24.4	(n = 1768)
販売従事者	11.2	(n = 202)
サービス職業従事者	11.5	(n = 534)
保安職業従事者	1.5	(n = 21)
林業従事者	0.1	(n = 61)
生産工程従事者	8.2	(n = 248)
輸送・機械運転従事者	2.2	(n = 237)
建設・採掘従事者	1.6	(n = 90)
運搬・清掃・包装等従事者	3.6	(n = 394)
上記以外	6.3	(n = 336)
無回答・不詳	0.4	(n = 19)

適用されている労働時間制度

(SA)

適用されている労働時間制度	割合 (%)	
通常の労働時間制度	66.7	(n = 3449)
フレックスタイム制	8.1	(n = 798)
変形労働時間制	15.5	(n = 693)
専門業務型裁量労働制	0.6	(n = 107)
企画業務型裁量労働制	0.1	(n = 12)
事業場外みなし労働時間制	0.1	(n = 25)
高度プロフェッショナル制度	0.0	(n = 2)
時間管理なし（管理監督者）	2.0	(n = 111)
時間管理なし（機密の事務を取り扱う者）	0.1	(n = 4)
研究開発業務従事者	0.0	(n = 10)
その他	2.8	(n = 115)
わからない	3.1	(n = 108)
無回答・不詳	0.8	(n = 71)

適用されている労働時間制度

適用されている労働時間制度

(SA)

割合 (%)		計	通常の労働 時間制度	フレックス タイム制	変形労働 時間制	専門業務型 裁量労働制	企画業務型 裁量労働制	事業場外み なし労働時 間制	高度プロ フェッショ ナル制度	時間管理なし		研究開発業 務従事者	その他	わからない
										管理監督者	機密の事務 を取り扱う 者			
全事業所計		100.0	66.7	8.1	15.5	0.6	0.1	0.1	0.0	2.0	0.1	0.0	2.8	3.1
事業所規模	1～9人	100.0 (18.2)	70.6	0.7	3.9	0.4	0.2	—	—	3.6	0.2	—	8.6	10.8
	10～29人	100.0 (24.7)	61.1	5.9	27.6	0.0	—	0.0	0.1	0.8	—	0.0	1.5	1.9
	30～49人	100.0 (11.2)	74.3	3.9	16.8	0.1	—	0.0	—	1.1	0.4	0.0	2.4	0.7
	50～99人	100.0 (13.2)	82.1	6.0	8.0	0.3	0.1	0.4	—	0.4	0.0	—	1.3	1.1
	100～299人	100.0 (15.6)	61.6	10.6	20.0	0.9	0.3	0.1	—	3.4	0.0	0.0	1.7	0.7
	300人以上	100.0 (17.0)	58.5	21.2	10.9	2.0	0.2	0.1	0.0	2.7	—	0.1	1.2	2.0
就業形態	正社員*1	100.0 (77.3)	67.5	9.0	15.8	0.6	0.2	0.1	0.0	2.5	0.1	0.0	1.9	1.5
	契約社員又は 嘱託社員*2	100.0 (5.2)	70.1	3.9	22.4	1.3	0.1	0.0	—	0.2	—	—	1.8	0.3
	パート又は アルバイト*3	100.0 (14.6)	70.7	6.3	13.6	0.2	—	0.0	—	—	—	0.0	7.4	1.4

* 1 : 常用労働者のうち、正社員と呼称される者

* 2 : 常用労働者のうち、契約社員又は嘱託社員と呼称される者

* 3 : 常用労働者のうち、パートタイム労働者又はアルバイト労働者と呼称される者

適用されている労働時間制度

適用されている労働時間制度

(SA)

割合 (%)		計	通常の労働 時間制度	フレックス タイム制	変形労働時 間制	専門業務型 裁量労働制	企画業務型 裁量労働制	事業場外み なし労働時 間制	高度プロ フェッショ ナル制度	時間管理なし		研究開発業 務従事者	その他	わからない
										管理監督者	機密の事務を 取り扱う者			
全事業所計		100.0	66.7	8.1	15.5	0.6	0.1	0.1	0.0	2.0	0.1	0.0	2.8	3.1
現在の職業	管理的職業従事者	100.0 (12.4)	58.7	5.6	15.8	0.5	0.0	0.3	0.0	13.9	0.6	—	1.6	2.3
	専門的・ 技術的職業従事者	100.0 (16.7)	56.2	12.6	13.6	2.9	0.0	0.1	0.2	0.7	—	0.1	2.1	10.9
	事務従事者	100.0 (24.4)	77.4	13.9	6.3	—	0.3	0.0	—	0.0	0.0	—	0.7	0.6
	販売従事者	100.0 (11.2)	72.5	5.8	17.5	0.2	—	0.2	—	0.1	—	—	1.7	0.1
	サービス職業 従事者	100.0 (11.5)	51.7	3.7	33.3	0.3	0.4	0.0	—	0.4	—	—	7.5	2.2
	保安職業従事者	100.0 (1.5)	21.5	—	69.7	—	—	—	—	—	—	—	0.8	8.0
	林業従事者	100.0 (0.1)	92.3	—	4.7	—	—	0.2	—	2.6	—	—	—	—
	生産工程従事者	100.0 (8.2)	83.3	3.7	9.6	—	—	—	—	0.0	—	—	2.2	0.7
	輸送・ 機械運転従事者	100.0 (2.2)	32.1	2.2	60.9	—	—	0.3	—	—	—	—	2.9	1.4
	建設・採掘従事者	100.0 (1.6)	87.8	2.9	7.8	—	—	0.0	—	—	—	—	1.0	0.4
	運搬・清掃・ 包装等従事者	100.0 (3.6)	91.0	1.7	2.5	—	—	0.1	—	—	—	—	1.2	3.0
	上記以外	100.0 (6.3)	66.7	6.1	8.4	—	0.0	—	—	1.9	—	0.0	12.0	4.3

2. 個人調査

01 基本属性

02 労働時間制度等

03 年次有給休暇

04 勤務間インターバル

05 健康管理

06 テレワーク

07 副業・兼業

所定労働時間

所定労働時間*1（1日）

(SA)	
所定労働時間（1日）	割合（%）
6時間以下	9.1
6時間超7時間以下	7.4
7時間超8時間以下	58.7
8時間超9時間以下	20.4
9時間超	4.1
無回答・不詳	0.4

所定労働時間*1（1週）

(SA)	
所定労働時間（1週）	割合（%）
30時間以下	13.2
30時間超35時間以下	6.4
35時間超40時間以下	56.4
40時間超44時間以下	16.8
44時間超	5.6
無回答・不詳	1.7

* 1：雇用契約上の始業から終業までのうち、休憩を除いた時間の合計。残業時間は含まない。30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げて回答。みなし労働時間制が適用されている場合は、その時間を回答。

残業時間（1か月あたりの平均残業時間）

1か月あたりの平均残業時間*1

(注) 令和6年4月～6月の実績の平均
(SA)

割合 (%)		計	45時間以下	45時間超 60時間以下	60時間超 80時間以下	80時間超 100時間未満	100時間以上
全労働者計		100.0	91.7	5.2	1.2	0.3	0.1
事業所規模	1～9人	100.0(18.2)	90.7	2.6	0.3	0.2	—
	10～29人	100.0(24.7)	95.1	4.2	0.5	0.1	—
	30～49人	100.0(11.2)	92.5	6.4	0.4	0.2	0.3
	50～99人	100.0(13.2)	91.7	5.2	2.6	0.0	0.1
	100～299人	100.0(15.6)	89.1	9.8	0.6	0.2	0.1
	300人以上	100.0(17.0)	89.9	4.4	3.1	1.1	0.5
性別	男性	100.0(54.7)	90.3	6.6	2.1	0.5	0.2
	女性	100.0(44.8)	93.8	3.2	0.1	0.1	0.0
年齢	20歳未満	100.0(0.8)	99.9	0.1	—	0.0	—
	20～29歳	100.0(14.8)	93.1	3.6	2.5	0.4	0.3
	30～39歳	100.0(20.7)	93.9	4.0	1.7	0.4	0.0
	40～49歳	100.0(24.4)	89.4	8.8	0.8	0.4	0.3
	50～59歳	100.0(25.8)	94.1	4.4	1.0	0.3	0.1
	60～64歳	100.0(6.6)	93.3	5.6	0.2	0.1	0.0
	65歳以上	100.0(6.6)	80.3	1.2	0.1	—	—

* 1 : 所定労働日における所定外労働時間、所定休日における労働時間、法定休日における労働時間の合計を指す。

残業時間（1か月あたりの平均残業時間）

1か月あたりの平均残業時間*1

(注) 令和6年4月～6月の実績の平均 (SA)

割合 (%)		計	45時間以下	45時間超 60時間以下	60時間超 80時間以下	80時間超 100時間未満	100時間以上
全労働者計		100.0	91.7	5.2	1.2	0.3	0.1
就業形態	正社員*2	100.0(77.3)	91.4	6.4	1.5	0.3	0.2
	契約社員又は嘱託社員*3	100.0(5.2)	96.0	2.8	0.0	0.0	0.2
	パート又はアルバイト*4	100.0(14.6)	98.4	0.1	0.0	0.2	—
従事する業務 が適用猶予業 種であるか	工作物の建設の事業	100.0(4.9)	91.0	8.4	0.5	—	0.1
	自動車運転の業務*5	100.0(5.2)	87.7	8.5	2.5	0.7	0.1
	医業に従事する医師	100.0(1.6)	93.4	2.8	3.1	0.8	—
	砂糖製造業 (沖縄・鹿児島)	100.0(0.0)	100.0	—	—	—	—
	適用猶予業種ではない	100.0(88.3)	92.0	4.8	1.1	0.3	0.1

*1：所定労働日における所定外労働時間、所定休日における労働時間、法定休日における労働時間の合計を指す。

*2：常用労働者のうち、正社員と呼称される者

*3：常用労働者のうち、契約社員又は嘱託社員と呼称される者

*4：常用労働者のうち、パートタイム労働者又はアルバイト労働者と呼称される者

*5：トラック・バス・タクシーなど、自動車の運転を行うことを業務としている場合を指す。

残業時間（1か月の時間外労働時間が45時間を超えた回数）

1年間で1か月の時間外労働時間*1が45時間を超えた回数

(注) 令和5年4月～令和6年3月の実績
(回数を整数値で回答)

割合 (%)		計	0回	1回	2回	3回	4回	5回	6回以上
全労働者計		100.0	87.4	2.9	2.1	1.6	1.0	1.3	2.8
事業所規模	1～9人	100.0(18.2)	95.0	1.5	0.6	0.2	0.3	0.5	1.1
	10～29人	100.0(24.7)	91.4	1.5	0.6	0.7	0.2	2.3	3.2
	30～49人	100.0(11.2)	86.5	1.3	1.7	2.8	0.9	0.4	3.2
	50～99人	100.0(13.2)	86.8	1.8	1.1	2.5	3.2	1.5	2.1
	100～299人	100.0(15.6)	83.7	3.9	3.2	3.0	1.4	1.6	2.7
	300人以上	100.0(17.0)	77.7	7.8	5.8	1.6	0.8	1.0	4.5
性別	男性	100.0(54.7)	83.0	3.9	3.3	2.0	1.7	2.1	3.4
	女性	100.0(44.8)	92.9	1.9	0.6	0.9	0.1	0.4	2.0
年齢	20歳未満	100.0(0.8)	93.8	6.2	—	—	—	0.0	—
	20～29歳	100.0(14.8)	89.4	5.0	0.7	0.3	2.9	1.1	0.5
	30～39歳	100.0(20.7)	87.7	4.2	2.8	0.8	1.0	1.0	2.5
	40～49歳	100.0(24.4)	81.0	2.1	4.3	2.8	0.9	2.6	5.1
	50～59歳	100.0(25.8)	90.4	1.9	0.9	1.5	0.4	1.1	2.7
	60～64歳	100.0(6.6)	88.4	2.6	1.5	1.6	0.2	0.0	3.7
	65歳以上	100.0(6.6)	94.6	1.6	0.5	0.2	0.0	0.7	0.8

* 1：所定労働日における所定外労働時間と所定休日における労働時間の合計を指す。法定休日における労働時間は含まない。

残業時間（1か月の時間外労働時間が45時間を超えた回数）

1年間で1か月の時間外労働時間*1が45時間を超えた回数

(注) 令和5年4月～令和6年3月の実績
(回数を整数値で回答)

割合 (%)		計	0回	1回	2回	3回	4回	5回	6回以上
全労働者計		100.0	87.4	2.9	2.1	1.6	1.0	1.3	2.8
就業形態	正社員*2	100.0(77.3)	84.9	3.6	2.5	1.8	1.3	1.6	3.5
	契約社員又は嘱託社員*3	100.0(5.2)	90.0	2.7	2.4	2.1	0.1	1.9	0.5
	パート又はアルバイト*4	100.0(14.6)	98.4	0.2	0.0	0.1	—	0.0	0.0
従事する業務 が適用猶予業 種であるか	工作物の建設の事業	100.0(4.9)	85.5	6.0	1.2	3.5	0.2	1.7	1.0
	自動車運転の業務*5	100.0(5.2)	82.3	4.7	1.9	3.3	0.7	0.1	6.6
	医業に従事する医師	100.0(1.6)	94.1	2.0	—	—	—	0.1	2.8
	砂糖製造業（沖縄・鹿児島）	100.0(0.0)	100.0	—	—	—	—	—	—
	適用猶予業種ではない	100.0(88.3)	87.7	2.7	2.2	1.4	1.1	1.4	2.7

*1：所定労働日における所定外労働時間と所定休日における労働時間の合計を指す。法定休日における労働時間は含まない。

*2：常用労働者のうち、正社員と呼称される者

*3：常用労働者のうち、契約社員又は嘱託社員と呼称される者

*4：常用労働者のうち、パートタイム労働者又はアルバイト労働者と呼称される者

*5：トラック・バス・タクシーなど、自動車の運転を行うことを業務としている場合を指す。

休日出勤

休日*1に出勤した回数（3か月間の合計）

(注) 令和6年4月～6月の実績
(回数を整数値で回答)

割合 (%)		計	0回	1～3回	4～6回	7～9回	10回以上
全労働者計		100.0	72.5	17.4	5.9	1.5	2.1
事業所規模	1～9人	100.0(18.2)	83.9	14.0	1.4	0.4	0.3
	10～29人	100.0(24.7)	76.6	13.9	7.7	0.8	0.9
	30～49人	100.0(11.2)	64.9	20.4	7.8	0.9	4.8
	50～99人	100.0(13.2)	72.2	16.4	3.1	2.6	4.2
	100～299人	100.0(15.6)	66.0	19.7	9.1	2.3	2.4
	300人以上	100.0(17.0)	65.8	22.7	5.8	2.2	2.3
性別	男性	100.0(54.7)	68.0	18.0	8.5	2.2	3.1
	女性	100.0(44.8)	78.3	16.5	2.5	0.6	1.0
年齢	20歳未満	100.0(0.8)	92.2	1.0	0.6	6.2	0.0
	20～29歳	100.0(14.8)	71.2	19.2	3.8	0.4	5.2
	30～39歳	100.0(20.7)	72.2	16.0	5.9	2.7	2.8
	40～49歳	100.0(24.4)	65.5	21.5	9.5	1.8	1.3
	50～59歳	100.0(25.8)	74.3	17.6	5.0	1.4	0.9
	60～64歳	100.0(6.6)	79.0	13.6	3.1	0.0	2.5
	65歳以上	100.0(6.6)	87.6	7.9	2.5	0.0	1.2

*1：就業規則等で定められた休日。

休日出勤

休日*1に出勤した回数（3か月間の合計）

(注) 令和6年4月～6月の実績
(回数を整数値で回答)

割合 (%)		計	0回	1～3回	4～6回	7～9回	10回以上
全労働者計		100.0	72.5	17.4	5.9	1.5	2.1
就業形態	正社員*2	100.0(77.3)	69.9	18.7	6.8	1.9	2.4
	契約社員又は嘱託社員*3	100.0(5.2)	73.4	17.6	5.2	0.2	2.5
	パート又はアルバイト*4	100.0(14.6)	82.8	12.5	2.2	0.0	0.9
従事する業務が 適用猶予業種で あるか	工作物の建設の事業	100.0(4.9)	52.4	34.3	5.1	4.3	3.8
	自動車運転の業務*5	100.0(5.2)	74.4	12.9	5.2	4.8	2.4
	医業に従事する医師	100.0(1.6)	80.5	9.5	8.2	0.8	1.0
	砂糖製造業（沖縄・鹿児島）	100.0(0.0)	—	100.0	—	—	—
	適用猶予業種ではない	100.0(88.3)	73.3	16.8	5.9	1.1	2.1

*1：就業規則等で定められた休日。

*2：常用労働者のうち、正社員と呼称される者

*3：常用労働者のうち、契約社員又は嘱託社員と呼称される者

*4：常用労働者のうち、パートタイム労働者又はアルバイト労働者と呼称される者

*5：トラック・バス・タクシーなど、自動車の運転を行うことを業務としている場合を指す。

連続勤務日数

最大何日間連続で勤務したか

(SA)

(注) 令和6年4月～6月の実績

割合 (%)		計	5日以下	6～13日	14～20日	21～27日	28日以上
全労働者計		100.0	63.7	34.1	1.2	0.5	0.2
産業	林業	100.0(0.1)	39.5	59.2	0.7	—	0.4
	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0(0.0)	36.4	59.1	—	1.9	—
	建設業	100.0(5.8)	44.5	47.6	4.5	2.3	1.0
	製造業	100.0(16.2)	65.5	33.0	0.3	0.4	0.2
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0(0.4)	77.9	21.3	0.7	—	—
	情報通信業	100.0(3.7)	72.9	26.8	0.0	0.3	—
	運輸業、郵便業	100.0(6.1)	49.4	48.8	0.5	0.3	0.2
	卸売業、小売業	100.0(20.0)	69.3	30.3	—	0.4	—
	金融業、保険業	100.0(2.8)	76.9	23.1	—	—	—
	不動産業、物品賃貸業	100.0(2.1)	70.7	25.2	3.0	0.2	0.2
	学術研究、専門・技術サービス業	100.0(3.5)	76.4	22.4	0.4	0.1	0.6
	宿泊業、飲食サービス業	100.0(7.6)	50.7	41.0	8.0	0.2	—
	生活関連サービス業、娯楽業 (家事サービス業を除く)	100.0(3.4)	59.5	37.1	1.3	1.5	0.0
	教育、学習支援業	100.0(3.5)	47.8	46.9	2.6	1.2	1.6
	医療、福祉業	100.0(15.1)	68.4	30.7	0.5	0.1	0.3
	複合サービス事業	100.0(0.8)	61.8	30.6	0.3	5.2	0.7
	サービス業（他に分類されないもの） (外国公務を除く)	100.0(9.1)	66.0	33.6	—	0.1	0.0

連続勤務日数

最大何日間連続で勤務したか

(SA)

(注) 令和6年4月～6月の実績

割合 (%)		計	5日以下	6～13日	14～20日	21～27日	28日以上
全労働者計		100.0	63.7	34.1	1.2	0.5	0.2
事業所 規模	1～9人	100.0(18.2)	71.3	25.8	1.5	1.2	0.1
	10～29人	100.0(24.7)	59.4	37.7	2.6	0.0	0.2
	30～49人	100.0(11.2)	61.8	37.2	0.1	0.6	0.3
	50～99人	100.0(13.2)	75.1	23.1	1.0	0.3	0.1
	100～299人	100.0(15.6)	57.6	40.5	0.7	0.2	0.4
	300人以上	100.0(17.0)	59.7	38.4	0.4	0.7	0.3
性別	男性	100.0(54.7)	56.9	41.4	1.0	0.5	0.1
	女性	100.0(44.8)	72.1	25.2	1.6	0.5	0.3
年齢	20歳未満	100.0(0.8)	91.0	9.0	—	—	0.0
	20～29歳	100.0(14.8)	67.0	31.5	0.1	0.6	0.2
	30～39歳	100.0(20.7)	58.1	40.1	0.5	0.8	0.3
	40～49歳	100.0(24.4)	58.9	37.9	2.5	0.2	0.2
	50～59歳	100.0(25.8)	62.9	35.4	1.3	0.3	0.1
	60～64歳	100.0(6.6)	73.3	24.4	1.2	0.0	1.0
	65歳以上	100.0(6.6)	81.8	15.0	1.1	1.5	0.0

連続勤務日数

最大何日間連続で勤務したか

(SA)

(注) 令和6年4月～6月の実績

割合 (%)		計	5 日以下	6 ～13日	14～20日	21～27日	28日以上
全労働者計		100.0	63.7	34.1	1.2	0.5	0.2
就業形態	正社員 ^{*1}	100.0(77.3)	58.8	38.7	1.5	0.6	0.2
	契約社員又は嘱託社員 ^{*2}	100.0(5.2)	74.8	22.8	1.2	0.6	0.6
	パート又はアルバイト ^{*3}	100.0(14.6)	81.8	17.2	0.3	0.1	0.3
従事する業務が 適用猶予業種 であるか	工作物の建設の事業	100.0(4.9)	44.0	46.7	5.3	2.8	1.2
	自動車運転の業務 ^{*4}	100.0(5.2)	49.4	49.0	0.5	0.2	0.1
	医業に従事する医師	100.0(1.6)	79.8	19.5	0.7	—	—
	砂糖製造業（沖縄・鹿児島）	100.0(0.0)	100.0	—	—	—	—
	適用猶予業種ではない	100.0(88.3)	65.3	32.9	1.1	0.4	0.2

* 1：常用労働者のうち、正社員と呼称される者

* 2：常用労働者のうち、契約社員又は嘱託社員と呼称される者

* 3：常用労働者のうち、パートタイム労働者又はアルバイト労働者と呼称される者

* 4：トラック・バス・タクシーなど、自動車の運転を行うことを業務としている場合を指す。

休日出勤回数×残業時間

休日*¹出勤回数（3か月）×1か月あたりの平均残業時間*²(注) 平均残業時間：令和6年4月～6月の実績の平均
休日出勤回数：令和6年4月～6月の実績の合計 (SA)

割合 (%)		計	1か月あたりの平均残業時間				
			45時間以下	45時間超 60時間以下	60時間超 80時間以下	80時間超 100時間未満	100時間以上
全労働者計		100.0	91.7	5.2	1.2	0.3	0.1
休日出勤回数	0回	100.0(72.5)	95.6	2.2	0.3	0.1	0.0
	1～3回	100.0(17.4)	87.7	9.4	2.3	0.2	0.3
	4～6回	100.0(5.9)	80.5	15.0	4.0	0.3	0.0
	7～9回	100.0(1.5)	48.3	33.0	14.0	4.2	0.3
	10回以上	100.0(2.1)	61.1	26.1	5.6	5.1	1.8

休日*¹出勤回数（3か月）
×1年間で1か月の時間外労働時間*³が45時間を超えた回数

(回数を整数値で回答)

(注) 1か月の時間外労働時間45時間を超えた回数：令和5年4月～令和6年3月の実績
休日出勤回数：令和6年4月～6月の実績の合計

割合 (%)		計	1か月の時間外労働時間が45時間を超えた回数						
			0回	1回	2回	3回	4回	5回	6回以上
全労働者計		100.0	87.4	2.9	2.1	1.6	1.0	1.3	2.8
休日出勤回数	0回	100.0(72.5)	94.3	2.0	0.9	0.6	0.2	0.3	1.3
	1～3回	100.0(17.4)	78.3	6.5	4.9	2.0	0.9	0.9	6.0
	4～6回	100.0(5.9)	58.6	3.6	4.3	6.4	4.2	14.3	4.7
	7～9回	100.0(1.5)	50.4	6.8	0.9	14.8	0.4	5.0	19.7
	10回以上	100.0(2.1)	45.9	1.9	14.1	7.4	21.1	1.4	7.7

* 1：就業規則等で定められた休日。

* 2：所定労働日における所定外労働時間、所定休日における労働時間、法定休日における労働時間の合計を指す。

* 3：所定労働日における所定外労働時間と所定休日における労働時間の合計を指す。法定休日における労働時間は含まない。

連続勤務日数×残業時間

3か月の最大連続勤務日数×1か月あたりの平均残業時間*1

(注) 平均残業時間：令和6年4月～6月の実績の平均 (SA)
連続勤務日数：令和6年4月～6月の実績

割合 (%)		計	1か月あたりの平均残業時間				
			45時間以下	45時間超 60時間以下	60時間超 80時間以下	80時間超 100時間未満	100時間以上
全労働者計		100.0	91.7	5.2	1.2	0.3	0.1
連続勤務日数	5日以下	100.0(63.7)	95.6	1.6	0.8	0.1	0.1
	6～13日	100.0(34.1)	87.5	9.5	2.0	0.7	0.0
	14～20日	100.0(1.2)	33.6	63.1	0.7	0.9	—
	21～27日	100.0(0.5)	63.1	31.3	1.2	0.4	2.1
	28日以上	100.0(0.2)	72.4	2.7	7.1	—	17.5

3か月の最大連続勤務日数
×1年間で1か月の時間外労働時間*2が45時間を超えた回数

(回数を整数値で回答)

(注) 1か月の時間外労働時間45時間を超えた回数：令和5年4月～令和6年3月の実績
連続勤務日数：令和6年4月～6月の実績

割合 (%)		計	1か月の時間外労働時間が45時間を超えた回数						
			0回	1回	2回	3回	4回	5回	6回以上
全労働者計		100.0	87.4	2.9	2.1	1.6	1.0	1.3	2.8
連続勤務日数	5日以下	100.0(63.7)	95.2	1.1	0.9	0.6	0.6	0.3	0.8
	6～13日	100.0(34.1)	75.8	5.8	4.3	3.3	1.6	3.2	4.5
	14～20日	100.0(1.2)	26.6	2.4	1.4	6.3	4.2	5.2	52.6
	21～27日	100.0(0.5)	62.0	30.1	0.3	—	—	—	3.5
	28日以上	100.0(0.2)	71.1	—	—	—	—	—	27.0

*1：所定労働日における所定外労働時間、所定休日における労働時間、法定休日における労働時間の合計を指す。

*2：所定労働日における所定外労働時間と所定休日における労働時間の合計を指す。

所定労働時間

所定労働時間*1（1週）

（注）労基法別表第1に掲げる特例措置対象産業であって、常用労働者数が1～9人の事業所の労働者に限る。

（SA）

割合（％）		計	週30時間以下	週30時間超 35時間以下	週35時間超 40時間以下	週40時間超 44時間以下	週44時間超
常用労働者数が10人未満の事業所の労働者計		100.0(18.2)	24.7	9.9	41.4	13.7	8.3
特例 措置 対象 産業	倉庫業	100.0(0.2)	12.0	—	68.0	20.0	—
	卸売業、小売業	100.0(26.8)	14.3	—	50.0	14.3	21.4
	不動産業、物品賃貸業	100.0(4.2)	28.5	1.5	19.9	41.0	6.4
	宿泊業、飲食サービス業	100.0(11.3)	41.5	1.3	27.2	20.2	7.5
	生活関連 サービス業、 娯楽業	理容業、美容業	100.0(2.5)	9.3	7.0	41.9	14.0
		映画館、興行場、興行団	100.0(0.1)	—	—	16.7	83.3
		その他	100.0(3.5)	32.3	4.3	37.1	25.6
	医療福祉		100.0(12.3)	47.4	34.2	18.4	—

* 1：雇用契約上の始業から終業までのうち、休憩を除いた時間の合計。残業時間は含まない。30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げて回答。

残業時間（1か月あたりの平均残業時間）

1か月あたりの平均残業時間*1

（注）労基法別表第1に掲げる特例措置対象産業であって、
常用労働者数が1～9人の事業所の労働者に限る。

（注）令和6年4月～6月の実績の平均（SA）

割合（％）			計	45時間以内	45時間超 60時間以内	60時間超 80時間以内	80時間超 100時間未満	100時間以上
常用労働者数が10人未満の事業所の労働者計			100.0(18.2)	90.7	2.6	0.3	0.2	—
特例 措置 対象 産業	倉庫業		100.0(0.2)	100.0	—	—	—	—
	卸売業、小売業		100.0(26.8)	78.6	—	—	—	—
	不動産業、物品賃貸業		100.0(4.2)	96.1	3.4	—	—	—
	宿泊業、飲食サービス業		100.0(11.3)	90.6	7.7	0.8	—	—
	生活関連 サービス業、 娯楽業	理容業、美容業	100.0(2.5)	87.2	9.3	—	—	—
		映画館、興行場、興行団	100.0(0.1)	100.0	—	—	—	—
		その他	100.0(3.5)	97.7	1.8	—	0.5	—
	医療福祉		100.0(12.3)	100.0	—	—	—	—

* 1：所定労働日における所定外労働時間、所定休日における労働時間、法定休日における労働時間の合計を指す。

2. 個人調査

01 基本属性

02 労働時間制度等

03 年次有給休暇

04 勤務間インターバル

05 健康管理

06 テレワーク

07 副業・兼業

年次有給休暇（時間単位年休）

時間単位年休*1の上限日数についてどのように考えるか

(SA)

割合（％）		計	今のままがよい	上限日数を6日以上 に増やすべき	上限日数を4日以下 に減らすべき	時間単位年休を 廃止すべき	どちらでもよい・ わからない
全労働者計		100.0	32.3	25.2	0.3	1.2	40.4
性別	男性	100.0(54.7)	34.8	25.3	0.5	1.1	37.9
	女性	100.0(44.8)	28.9	25.0	0.1	1.4	43.8
年齢	20歳未満	100.0(0.8)	20.6	9.3	—	—	70.0
	20～29歳	100.0(14.8)	25.6	21.9	0.0	0.7	51.6
	30～39歳	100.0(20.7)	31.1	28.9	0.5	0.3	38.9
	40～49歳	100.0(24.4)	32.5	26.2	0.2	3.5	36.5
	50～59歳	100.0(25.8)	32.9	29.6	0.5	0.5	36.5
	60～64歳	100.0(6.6)	40.2	13.9	0.2	0.0	44.6
	65歳以上	100.0(6.6)	39.2	14.2	0.7	1.3	43.3
就業形態	正社員*2	100.0(77.3)	34.4	27.8	0.2	0.8	36.3
	契約社員又は嘱託社員*3	100.0(5.2)	37.8	25.3	2.0	3.7	31.1
	パート又はアルバイト*4	100.0(14.6)	23.2	16.0	0.0	3.1	57.2

* 1：労使協定の締結により、年5日を上限として、時間単位での年次有給休暇の取得が可能となる制度

* 2：常用労働者のうち、正社員と呼称される者

* 3：常用労働者のうち、契約社員又は嘱託社員と呼称される者

* 4：常用労働者のうち、パートタイム労働者又はアルバイト労働者と呼称される者

年次有給休暇（時間単位年休）

時間単位年休*1の上限日数を増やすべきと考える理由

(注) 時間単位年休の「上限日数を6日以上に増やすべき」と回答した労働者に限る。

(MA)

割合 (%)		計	今より年休を取得できる機会が増えるから	育児・介護等を行うために有用だから	1日単位や半日単位よりも気兼ねなく取得できるから	自身の通院やリハビリなどとの両立がしやすいから	行政手続など個人的事情に対応するために有用だから	その他
全労働者計		100.0(25.2)	48.1	29.3	16.9	14.3	11.6	4.7
性別	男性	100.0(54.9)	52.4	22.0	18.4	16.0	14.2	7.6
	女性	100.0(44.5)	43.3	37.6	15.2	12.4	8.4	1.1
年齢	20歳未満	100.0(0.3)	99.8	0.5	0.2	0.2	0.2	0.2
	20～29歳	100.0(12.9)	65.1	10.7	13.0	6.7	5.9	1.9
	30～39歳	100.0(23.7)	40.9	34.3	14.8	17.6	11.4	1.0
	40～49歳	100.0(25.4)	40.0	40.9	16.4	11.1	12.1	1.4
	50～59歳	100.0(30.3)	49.3	29.0	20.7	17.8	13.5	12.5
	60～64歳	100.0(3.7)	55.5	7.0	19.6	17.6	13.8	0.1
	65歳以上	100.0(3.7)	68.1	10.8	15.1	12.2	12.2	2.3
雇用形態	正社員*2	100.0(85.3)	49.0	27.7	16.9	14.7	11.2	5.3
	契約社員又は嘱託社員*3	100.0(5.2)	55.1	27.8	14.6	13.4	20.1	0.2
	パート又はアルバイト*4	100.0(9.3)	36.2	45.0	18.2	10.7	10.7	1.4

* 1：労使協定の締結により、年5日を上限として、時間単位での年次有給休暇の取得が可能となる制度

* 2：常用労働者のうち、正社員と呼称される者

* 3：常用労働者のうち、契約社員又は嘱託社員と呼称される者

* 4：常用労働者のうち、パートタイム労働者又はアルバイト労働者と呼称される者

年次有給休暇（時間単位年休）

時間単位年休*1の上限日数を減らすべき/廃止すべきと考える理由

(注) 時間単位年休の「上限日数を4日以下に減らすべき」「時間単位年休を廃止すべき」と回答した労働者に限る。

(MA)

割合 (%)		計	必要性を感じないから	シフト制等のため 時間単位での休暇 取得が難しいから	休暇は1日単位で 取得したいから	労働時間管理が 面倒になるから	フレックスタイム 制で柔軟に勤務時 間を管理できるか ら	その他
全労働者計		100.0 (1.6)	54.8	16.4	15.3	9.5	1.2	4.0
性別	男性	100.0 (56.9)	36.6	24.2	26.3	8.4	1.6	2.9
	女性	100.0 (43.0)	79.0	6.2	0.7	11.0	0.7	5.3
年齢	20歳未満	—	—	—	—	—	—	—
	20～29歳	100.0 (6.4)	63.4	—	1.6	31.7	—	3.3
	30～39歳	100.0 (11.2)	38.0	15.7	21.3	2.1	7.1	15.8
	40～49歳	100.0 (57.3)	55.9	23.8	12.5	6.9	—	3.3
	50～59歳	100.0 (15.7)	60.9	5.7	9.2	20.9	2.6	0.8
	60～64歳	100.0 (0.8)	76.5	15.7	—	—	—	0.2
	65歳以上	100.0 (8.5)	50.3	—	49.7	—	—	—
雇用 形態	正社員*2	100.0 (46.8)	32.5	27.3	27.1	5.9	2.6	7.5
	契約社員又は嘱託社員*3	100.0 (18.9)	76.2	6.1	0.3	15.3	—	2.1
	パート又はアルバイト*4	100.0 (29.0)	70.9	8.7	8.8	11.2	—	0.3

*1：労使協定の締結により、年5日を上限として、時間単位での年次有給休暇の取得が可能となる制度

*2：常用労働者のうち、正社員と呼称される者

*3：常用労働者のうち、契約社員又は嘱託社員と呼称される者

*4：常用労働者のうち、パートタイム労働者又はアルバイト労働者と呼称される者

時季指定義務 5 日分の取得方法

年次有給休暇のうち時季指定義務*¹が課されている 5 日の取得方法

(SA)

割合 (%)		計	計画年休で使用者側 が 5 日指定している	有休取得奨励日が 5 日指定されている	指定されずとも 5 日 自分の希望どおりに 取得できる	自らの希望に合わせ て使用者側が 5 日指 定している* ²	自らの希望を聞かず に使用者側が 5 日指 定している* ²	5 日取得できていな い
全労働者計		100.0	12.7	3.6	58.9	13.7	1.8	4.5
企業 規模	1～9 人	100.0(12.5)	17.0	0.8	53.7	15.3	—	12.3
	10～29 人	100.0(14.6)	5.0	1.6	57.9	15.6	2.7	6.6
	30～49 人	100.0(5.5)	6.6	6.4	72.5	6.7	2.9	2.1
	50～99 人	100.0(12.6)	13.2	5.1	58.9	17.0	1.5	1.5
	100～299 人	100.0(15.2)	16.9	2.9	57.4	11.4	2.1	1.6
	300～499 人	100.0(4.9)	14.4	3.4	59.5	9.8	0.1	5.5
	500～999 人	100.0(8.3)	13.7	5.7	63.5	11.9	2.4	1.4
	1000 人以上	100.0(26.4)	12.9	4.5	58.2	14.2	2.0	3.9
事業所 規模	1～9 人	100.0(18.2)	19.2	1.1	57.1	11.4	—	9.8
	10～29 人	100.0(24.7)	4.2	3.0	52.9	24.8	1.6	6.2
	30～49 人	100.0(11.2)	9.0	6.6	61.9	12.2	3.1	2.5
	50～99 人	100.0(13.2)	15.7	3.4	62.7	9.1	2.6	1.9
	100～299 人	100.0(15.6)	15.4	5.0	57.8	9.2	2.0	2.5
	300 人以上	100.0(17.0)	15.7	4.0	65.4	8.5	2.3	1.4
就業 形態	正社員* ³	100.0(77.3)	14.0	3.9	57.5	14.6	2.2	3.5
	契約社員又は 嘱託社員* ⁴	100.0(5.2)	16.9	4.3	60.0	11.8	0.5	1.8
	パート又は アルバイト* ⁵	100.0(14.6)	5.5	2.4	64.1	10.8	0.2	7.8

* 1 : 年次有給休暇の付与日数が10日以上の方について、そのうち 5 日は使用者が時季を指定して取得させる義務。労働者自ら申し出て 5 日取得した場合や計画年休等が指定されている場合、追加の義務は生じない。

* 2 : 計画年休ではない

* 3 : 常用労働者のうち、正社員と称される者

* 4 : 常用労働者のうち、契約社員又は嘱託社員と称される者

* 5 : 常用労働者のうち、パートタイム労働者又はアルバイト労働者と称される者

時季指定義務 5 日分の取得方法

年次有給休暇のうち時季指定義務*1が課されている 5 日の取得方法

(SA)

割合 (%)		計	計画年休で使用者側が 5 日指定している	有休取得奨励日が 5 日指定されている	指定されずとも 5 日自分の希望どおりに取得できる	自らの希望に合わせて使用者側が 5 日指定している*2	自らの希望を聞かずに使用者側が 5 日指定している*2	5 日取得できていない
全労働者計		100.0	12.7	3.6	58.9	13.7	1.8	4.5
現在の職業	管理的職業従事者	100.0 (12.4)	10.7	5.0	52.3	23.0	2.6	3.2
	専門的・技術的職業従事者	100.0 (16.7)	13.5	3.8	58.7	11.0	1.8	8.8
	事務従事者	100.0 (24.4)	14.6	4.0	65.9	7.6	1.0	2.0
	販売従事者	100.0 (11.2)	13.6	1.2	54.2	24.1	1.4	1.5
	サービス職業従事者	100.0 (11.5)	6.9	2.5	54.2	14.3	2.1	12.0
	保安職業従事者	100.0 (1.5)	18.5	6.2	54.9	14.2	4.8	1.4
	林業従事者	100.0 (0.1)	2.4	—	91.2	0.7	—	—
	生産工程従事者	100.0 (8.2)	11.9	4.6	62.3	5.5	2.4	3.4
	輸送・機械運転従事者	100.0 (2.2)	8.9	2.4	53.7	22.8	0.7	3.7
	建設・採掘従事者	100.0 (1.6)	12.5	5.1	56.7	17.2	7.6	0.3
	運搬・清掃・包装等従事者	100.0 (3.6)	7.9	3.9	61.4	22.7	0.8	1.1
	上記以外	100.0 (6.3)	20.8	2.3	61.5	7.3	1.3	2.2

* 1：年次有給休暇の付与日数が10日以上の方について、そのうち 5 日は使用者が時季を指定して取得させる義務。労働者自ら申し出て 5 日取得した場合や計画年休等が指定されている場合、追加の義務は生じない。

* 2：計画年休ではない

時季指定義務 5 日分の取得方法

年次有給休暇のうち時季指定義務*¹が課されている 5 日の取得方法

(SA)

割合 (%)		計	計画年休で使用者側が 5 日指定している	有休取得奨励日が 5 日指定されている	指定されずとも 5 日自分の希望どおりに取得できる	自らの希望に合わせて使用者側が 5 日指定している* ²	自らの希望を聞かずに使用者側が 5 日指定している* ²	5 日取得できていない
全労働者計		100.0	12.7	3.6	58.9	13.7	1.8	4.5
労働時間制度	通常の労働時間制度	100.0 (66.7)	12.7	3.4	61.9	11.9	2.2	2.8
	フレックスタイム制	100.0 (8.1)	14.8	7.8	51.0	17.5	0.4	1.0
	変形労働時間制	100.0 (15.5)	8.4	3.3	49.7	23.5	0.1	10.7
	専門業務型裁量労働制	100.0 (0.6)	23.2	8.4	42.2	7.9	4.2	14.1
	企画業務型裁量労働制	100.0 (0.1)	4.7	1.8	61.2	—	—	0.3
	事業場外みなし労働時間制	100.0 (0.1)	22.4	0.2	20.1	6.7	8.2	42.4
	高度プロフェッショナル制度	100.0 (0.0)	—	—	3.2	96.8	—	—
	時間管理なし（管理監督者）	100.0 (2.0)	15.2	4.1	72.2	4.5	—	3.3
	時間管理なし（機密事務）	100.0 (0.1)	59.8	—	40.2	—	—	—
	研究開発業務従事者	100.0 (0.0)	31.8	—	47.9	—	—	20.3
	その他	100.0 (2.8)	26.5	2.5	51.9	6.9	7.5	2.7
	わからない	100.0 (3.1)	9.9	0.3	67.3	2.3	0.1	18.7

* 1：年次有給休暇の付与日数が10日以上のある者について、そのうち 5 日は使用者が時季を指定して取得させる義務。労働者自ら申し出て 5 日取得した場合や計画年休等が指定されている場合、追加の義務は生じない。

* 2：計画年休ではない

年次有給休暇取得日数

年次有給休暇を取得した日数（1年）

（注）令和5年4月～令和6年3月の実績（SA）

割合（％）		計	5日以下	6～10日	11～15日	16～20日	21日以上
全労働者計		100.0	25.4	29.6	22.2	15.7	5.2
企業規模	1～9人	100.0(12.5)	54.6	10.4	9.4	10.2	6.4
	10～29人	100.0(14.6)	19.2	31.5	34.9	10.3	1.7
	30～49人	100.0(5.5)	27.4	42.7	12.9	12.3	4.4
	50～99人	100.0(12.6)	21.6	29.0	19.7	23.9	5.3
	100～299人	100.0(15.2)	20.8	26.3	32.6	11.5	8.6
	300～499人	100.0(4.9)	19.0	30.2	26.0	15.1	8.2
	500～999人	100.0(8.3)	32.7	24.2	21.4	18.6	3.2
	1000人以上	100.0(26.4)	18.2	38.8	17.8	19.8	4.8
事業所規模	1～9人	100.0(18.2)	41.8	10.7	27.0	9.3	4.6
	10～29人	100.0(24.7)	30.1	33.2	18.4	13.9	2.8
	30～49人	100.0(11.2)	24.3	34.2	19.3	14.2	7.9
	50～99人	100.0(13.2)	22.5	32.1	20.7	16.0	8.4
	100～299人	100.0(15.6)	17.7	38.8	25.6	15.1	2.4
	300人以上	100.0(17.0)	11.4	31.4	22.4	26.7	7.6
就業形態	正社員 ^{*1}	100.0(77.3)	21.7	31.9	24.4	15.6	5.9
	契約社員又は嘱託社員 ^{*2}	100.0(5.2)	24.8	27.0	20.1	24.0	4.1
	パート又はアルバイト ^{*3}	100.0(14.6)	42.0	21.7	15.0	16.2	2.4

*1：常用労働者のうち、正社員と呼称される者

*2：常用労働者のうち、契約社員又は嘱託社員と呼称される者

*3：常用労働者のうち、パートタイム労働者又はアルバイト労働者と呼称される者

年次有給休暇取得日数

年次有給休暇を取得した日数（１年）

(SA)

(注) 令和５年４月～令和６年３月の実績

割合（％）		計	５日以下	６～１０日	１１～１５日	１６～２０日	２１日以上
全労働者計		100.0	25.4	29.6	22.2	15.7	5.2
現在の職業	管理的職業従事者	100.0 (12.4)	24.3	41.0	17.7	11.6	4.9
	専門的・技術的職業従事者	100.0 (16.7)	22.1	26.0	24.5	16.5	4.5
	事務従事者	100.0 (24.4)	24.5	26.2	23.1	20.0	4.4
	販売従事者	100.0 (11.2)	15.8	37.2	31.8	13.3	1.9
	サービス職業従事者	100.0 (11.5)	46.2	25.9	16.8	7.1	3.4
	保安職業従事者	100.0 (1.5)	13.7	43.4	20.4	22.5	—
	林業従事者	100.0 (0.1)	4.7	80.6	7.5	6.2	—
	生産工程従事者	100.0 (8.2)	19.4	30.1	19.5	19.3	10.9
	輸送・機械運転従事者	100.0 (2.2)	24.9	28.8	20.8	12.1	11.1
	建設・採掘従事者	100.0 (1.6)	18.8	39.0	37.5	3.8	0.7
	運搬・清掃・包装等従事者	100.0 (3.6)	38.6	21.2	14.3	22.8	3.0
	上記以外	100.0 (6.3)	24.8	22.3	19.8	18.5	14.3

年次有給休暇取得日数

年次有給休暇を取得した日数（１年）

(SA)

(注) 令和５年４月～令和６年３月の実績

割合（％）		計	５日以下	６～１０日	１１～１５日	１６～２０日	２１日以上
全労働者計		100.0	25.4	29.6	22.2	15.7	5.2
労働時間制度	通常の労働時間制度	100.0(66.7)	22.9	30.4	24.1	17.6	4.6
	フレックスタイム制	100.0(8.1)	18.9	24.0	28.5	19.8	4.3
	変形労働時間制	100.0(15.5)	31.9	36.9	14.4	11.2	5.5
	専門業務型裁量労働制	100.0(0.6)	31.1	23.1	21.5	10.5	13.7
	企画業務型裁量労働制	100.0(0.1)	32.3	28.6	—	36.6	2.5
	事業場外みなし労働時間制	100.0(0.1)	48.4	9.8	17.2	8.1	16.4
	高度プロフェッショナル制度	100.0(0.0)	—	96.8	3.2	—	—
	時間管理なし（管理監督者）	100.0(2.0)	44.8	19.8	24.9	8.1	2.5
	時間管理なし（機密事務）	100.0(0.1)	96.9	0.9	2.2	—	—
	研究開発業務従事者	100.0(0.0)	40.6	27.1	4.6	16.7	11.1
その他		100.0(2.8)	35.6	13.7	14.3	9.1	26.9
わからない		100.0(3.1)	40.3	17.3	7.2	1.0	0.3

年次有給休暇を取り残す理由

年次有給休暇を取得せずに取り残す理由

(MA)

割合 (%)		計	病気や休養のために残しておきたい	休むと職場に迷惑がかかるまたは仕事に支障が出る	現在の休暇日数で十分	自らの都合で休みたい時期に休めない	職場の周囲の人が取らないので年休を取りにくい	休んでもすることがない	人事評価や能力向上のため、休まず仕事をしたい	その他	毎年使い切っている
全労働者計		100.0	42.9	17.9	14.1	5.7	3.1	1.9	0.4	14.0	8.9
企業規模	1～9人	100.0 (12.5)	19.1	16.2	10.3	0.4	0.4	4.2	—	38.6	12.6
	10～29人	100.0 (14.6)	52.6	14.6	15.8	4.7	0.0	1.2	0.2	11.2	7.8
	30～49人	100.0 (5.5)	42.7	20.6	19.9	5.1	2.1	2.9	0.5	11.5	4.8
	50～99人	100.0 (12.6)	57.9	10.7	12.9	2.2	2.6	1.6	0.1	4.2	13.4
	100～299人	100.0 (15.2)	42.4	18.4	15.8	5.3	4.6	1.3	0.7	12.1	7.4
	300～499人	100.0 (4.9)	48.2	21.5	8.8	12.2	3.7	2.6	0.1	12.2	5.6
	500～999人	100.0 (8.3)	47.5	13.4	20.9	4.7	2.8	0.8	0.8	10.2	7.0
	1000人以上	100.0 (26.4)	39.5	23.8	12.3	10.0	5.6	1.7	0.5	11.8	8.5
事業所規模	1～9人	100.0 (18.2)	30.4	13.2	11.0	0.7	1.0	3.3	—	33.4	9.2
	10～29人	100.0 (24.7)	47.1	16.3	17.0	8.4	0.3	0.9	0.1	12.5	5.7
	30～49人	100.0 (11.2)	45.0	18.2	16.4	5.2	3.2	1.5	0.3	10.7	9.8
	50～99人	100.0 (13.2)	45.4	17.2	12.0	5.0	5.4	2.2	0.1	5.3	15.3
	100～299人	100.0 (15.6)	44.5	24.4	16.9	8.7	6.1	1.9	1.1	9.2	5.8
	300人以上	100.0 (17.0)	45.5	19.3	10.9	5.4	4.8	1.9	0.6	8.8	10.5
就業形態	正社員 ^{*1}	100.0 (77.3)	44.2	20.5	13.9	6.6	3.7	2.0	0.4	11.0	7.4
	契約社員又は 嘱託社員 ^{*2}	100.0 (5.2)	55.4	10.3	17.6	8.4	0.6	3.1	0.4	6.7	13.8
	パート又は アルバイト ^{*3}	100.0 (14.6)	38.2	9.5	13.4	1.2	1.1	0.5	—	24.9	14.2

* 1：常用労働者のうち、正社員と呼称される者 * 2：常用労働者のうち、契約社員又は嘱託社員と呼称される者

* 3：常用労働者のうち、パートタイム労働者又はアルバイト労働者と呼称される者

残業時間×年次有給休暇の時季指定義務5日分の取得方法

残業時間×年次有給休暇の取得日数

1 か月あたりの平均残業時間*¹×年次有給休暇の時季指定義務*²5日分の取得方法

(SA)

割合（％）		計	年次有給休暇の時季指定義務5日分の取得方法					
			計画年休で使用者が5日指定している	有休取得奨励日が5日指定されている	指定されずとも5日自分の希望どおりに取得できる	自らの希望に合わせて使用者側が5日指定している*3	自らの希望を聞かずに使用者側が5日指定している*3	5日取得できていない
全労働者計		100.0	12.7	3.6	58.9	13.7	1.8	4.5
残業時間	45時間以下	100.0(91.7)	12.8	3.6	59.7	13.8	1.3	3.8
	45時間超60時間以下	100.0(5.2)	14.8	3.1	43.8	7.6	9.9	15.8
	60時間超80時間以下	100.0(1.2)	6.0	6.3	44.2	39.4	0.1	4.0
	80時間超100時間未満	100.0(0.3)	1.4	12.4	27.1	8.9	19.3	29.9
	100時間以上	100.0(0.1)	8.2	5.9	5.2	47.6	—	33.1

1 か月あたりの平均残業時間*¹×年次有給休暇を取得した日数（1年）

(注) 令和5年4月～令和6年3月の実績 (SA)

割合 (%)		計	年次有給休暇を取得した日数（1年）				
			5日以下	6～10日	11～15日	16～20日	21日以上
全労働者計		100.0	25.4	29.6	22.2	15.7	5.2
残業時間	45時間以下	100.0(91.7)	25.2	29.7	22.3	16.4	5.6
	45時間超60時間以下	100.0(5.2)	35.0	32.0	22.3	10.5	0.1
	60時間超80時間以下	100.0(1.2)	18.6	38.4	31.5	7.9	3.6
	80時間超100時間未満	100.0(0.3)	35.4	31.2	28.1	5.0	—
	100時間以上	100.0(0.1)	42.9	54.9	0.8	1.4	—

* 1：所定労働日における所定外労働時間、所定休日における労働時間、法定休日における労働時間の合計を指す。

* 2：年次有給休暇の付与日数が10日以上の方について、そのうち5日は使用者が時季を指定して取得させる義務。労働者自ら申し出て5日取得した場合や計画年休等が指定されている場合、追加の義務は生じない。

* 3：計画年休ではない

年次有給休暇の時季指定義務 5 日分の取得方法 × 年休取得日数

年次有給休暇の時季指定義務*¹ 5 日分の取得方法 × 年次有給休暇を取得した日数（1 年）

（注）令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月の実績
（SA）

割合（％）		計	年次有給休暇を取得した日数（1 年）				
			5 日以下	6～10 日	11～15 日	16～20 日	21 日以上
全労働者計		100.0	25.4	29.6	22.2	15.7	5.2
時季指定義務分の取得方法	計画年休で使用者側が 5 日を指定している	100.0(12.7)	21.6	30.1	24.4	13.1	10.4
	有休取得奨励日が 5 日指定されている	100.0(3.6)	19.8	26.7	26.3	20.9	6.3
	指定されずとも 5 日自分の希望どおりに取得できる	100.0(58.9)	23.1	29.7	24.4	16.5	4.4
	自らの希望に合わせて使用者側が 5 日指定している* ²	100.0(13.7)	22.0	38.2	17.6	16.0	6.2
	自らの希望を聞かずに使用者側が 5 日を指定している* ²	100.0(1.8)	21.6	33.2	21.6	20.8	2.8
	5 日取得できていない	100.0(4.5)	83.4	12.7	0.8	2.3	0.6

* 1：年次有給休暇の付与日数が 10 日以上の方について、そのうち 5 日は使用者が時季を指定して取得させる義務。労働者自ら申し出て 5 日取得した場合や計画年休等が指定されている場合、追加の義務は生じない。

* 2：計画年休ではない

2. 個人調査

01 基本属性

02 労働時間制度等

03 年次有給休暇

04 勤務間インターバル

05 健康管理

06 テレワーク

07 副業・兼業

勤務間インターバル時間

2日以上連続で勤務する場合、前日の勤務終了から翌日の勤務開始までの時間は、平均的に何時間空いているか

(SA)

2日以上連続で勤務する場合、前日の勤務終了から翌日の勤務開始までの時間は、平均的に何時間空いているか	割合 (%)
9 時間未満	2.7
9 時間以上10時間未満	4.3
10時間以上11時間未満	4.3
11時間以上	77.4
2 日以上連続で勤務することがない	10.6
無回答・不詳	0.7

勤務間インターバル時間*¹を11時間以上取得する義務を課した場合に生じる支障

(MA)

インターバル時間を11時間以上取得する義務を課した場合に生じる支障	割合 (%)
業務の性質上、始業・終業時刻を柔軟に調整できない	24.7
残業時間が減少することで、業務が終わらなくなる	21.5
シフト制勤務等、始業時間が固定されておりずらせない	9.7
子育て・介護等の自身の都合で、勤務時間を柔軟に変更できない	9.4
残業時間が減少することに伴い残業代が減る	2.8
海外とのやりとりなどがあり、インターバルを確保できない	1.1
その他	8.7
特段の支障はない	21.8

* 1 : 前日の勤務終了から翌日の勤務開始までの時間

勤務間インターバル時間

2日以上連続で勤務する場合、前日の勤務終了から翌日の勤務開始までの時間は、平均的に何時間空いているか

(SA)

割合 (%)		計	9 時間未満	9 時間以上 10 時間未満	10 時間以上 11 時間未満	11 時間以上	2 日以上連続で 勤務することがない
全労働者計		100.0	2.7	4.3	4.3	77.4	10.6
産業	林業	100.0(0.1)	4.3	0.3	3.6	76.3	14.8
	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0(0.0)	1.0	—	2.7	77.5	13.8
	建設業	100.0(5.8)	6.6	2.3	5.4	61.1	23.7
	製造業	100.0(16.2)	1.3	1.9	2.7	83.8	10.1
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0(0.4)	3.4	2.0	3.9	81.1	8.9
	情報通信業	100.0(3.7)	0.9	2.6	5.4	86.0	5.2
	運輸業、郵便業	100.0(6.1)	3.1	9.0	10.7	69.2	6.4
	卸売業、小売業	100.0(20.0)	1.6	7.9	3.5	78.3	7.8
	金融業、保険業	100.0(2.8)	2.1	0.7	4.9	75.8	16.4
	不動産業、物品賃貸業	100.0(2.1)	7.6	1.6	8.3	71.0	11.1
	学術研究、専門・技術サービス業	100.0(3.5)	2.8	1.9	3.7	81.4	10.2
	宿泊業、飲食サービス業	100.0(7.6)	4.3	3.5	11.3	65.6	14.8
	生活関連サービス業、娯楽業 (家事サービス業を除く)	100.0(3.4)	3.0	2.7	3.0	81.6	8.6
	教育、学習支援業	100.0(3.5)	3.7	2.2	6.3	68.8	17.8
	医療、福祉業	100.0(15.1)	2.9	6.0	0.2	81.3	9.6
	複合サービス事業	100.0(0.8)	0.8	0.5	1.9	82.2	14.3
	サービス業 (他に分類されないもの) (外国公務を除く)	100.0(9.1)	2.7	2.2	3.9	81.0	7.8

勤務間インターバル時間

2日以上連続で勤務する場合、前日の勤務終了から翌日の勤務開始までの時間は、平均的に何時間空いているか

(SA)

割合 (%)		計	9 時間未満	9 時間以上 10 時間未満	10 時間以上 11 時間未満	11 時間以上	2 日以上連続で 勤務することがない
全労働者計		100.0	2.7	4.3	4.3	77.4	10.6
企業規模	1～9人	100.0(12.5)	4.1	0.2	2.0	59.0	34.6
	10～29人	100.0(14.6)	4.5	5.1	0.6	81.9	7.5
	30～49人	100.0(5.5)	1.5	3.5	2.3	77.8	11.0
	50～99人	100.0(12.6)	2.0	10.2	4.9	75.6	7.2
	100～299人	100.0(15.2)	2.1	4.4	4.1	82.1	6.6
	300～499人	100.0(4.9)	3.2	1.8	4.2	82.1	8.6
	500～999人	100.0(8.3)	1.8	3.1	5.0	79.8	10.3
	1000人以上	100.0(26.4)	2.2	4.1	7.6	79.8	5.1
事業所規模	1～9人	100.0(18.2)	3.1	0.2	2.0	65.2	28.9
	10～29人	100.0(24.7)	2.8	6.5	4.0	80.0	6.4
	30～49人	100.0(11.2)	1.7	3.0	4.4	79.9	8.2
	50～99人	100.0(13.2)	2.9	5.2	6.6	77.5	7.4
	100～299人	100.0(15.6)	3.0	5.2	5.6	79.9	5.8
	300人以上	100.0(17.0)	2.4	5.0	4.4	82.4	5.2
就業形態	正社員 ^{*1}	100.0(77.3)	3.0	3.7	5.2	80.4	7.3
	契約社員又は嘱託社員 ^{*2}	100.0(5.2)	3.3	2.2	2.5	82.2	9.7
	パート又はアルバイト ^{*3}	100.0(14.6)	1.1	9.1	1.1	64.8	21.1

* 1：常用労働者のうち、正社員と呼称される者

* 2：常用労働者のうち、契約社員又は嘱託社員と呼称される者

* 3：常用労働者のうち、パートタイム労働者又はアルバイト労働者と呼称される者

勤務間インターバル時間

2日以上連続で勤務する場合、前日の勤務終了から翌日の勤務開始までの時間は、平均的に何時間空いているか

(SA)

割合 (%)		計	9 時間未満	9 時間以上 10 時間未満	10 時間以上 11 時間未満	11 時間以上	2 日以上連続で 勤務することがない
全労働者計		100.0	2.7	4.3	4.3	77.4	10.6
現在の 職業	管理的職業従事者	100.0(12.4)	6.0	4.7	8.3	65.1	15.8
	専門的・技術的職業従事者	100.0(16.7)	3.7	1.3	6.1	79.1	9.4
	事務従事者	100.0(24.4)	1.0	3.8	2.8	81.4	10.7
	販売従事者	100.0(11.2)	0.4	11.4	3.7	83.5	0.2
	サービス職業従事者	100.0(11.5)	4.9	4.6	1.9	70.4	17.8
	保安職業従事者	100.0(1.5)	14.2	12.1	4.0	68.9	0.8
	林業従事者	100.0(0.1)	1.8	0.2	2.0	94.5	1.1
	生産工程従事者	100.0(8.2)	0.5	2.5	3.0	87.8	6.2
	輸送・機械運転従事者	100.0(2.2)	3.4	9.6	6.0	70.4	6.8
	建設・採掘従事者	100.0(1.6)	1.4	8.0	3.9	62.4	20.8
	運搬・清掃・包装等従事者	100.0(3.6)	0.5	0.7	6.4	71.3	15.4
	上記以外	100.0(6.3)	2.3	0.8	3.8	83.5	9.1

勤務間インターバル時間

2日以上連続で勤務する場合、前日の勤務終了から翌日の勤務開始までの時間は、平均的に何時間空いているか

(SA)

割合 (%)		計	9 時間未満	9 時間以上 10 時間未満	10 時間以上 11 時間未満	11 時間以上	2 日以上連続で 勤務することがない
全労働者計		100.0	2.7	4.3	4.3	77.4	10.6
労働時間 制度	通常の労働時間制度	100.0(66.7)	2.1	4.6	3.0	79.3	10.2
	フレックスタイム制	100.0(8.1)	4.1	4.5	10.9	77.5	2.5
	変形労働時間制	100.0(15.5)	2.5	4.1	5.9	81.7	5.5
	専門業務型裁量労働制	100.0(0.6)	6.1	7.2	9.3	70.1	7.4
	企画業務型裁量労働制	100.0(0.1)	0.7	2.5	—	32.4	64.5
	事業場外みなし労働時間制	100.0(0.1)	—	38.6	—	61.4	—
	高度プロフェッショナル制度	100.0(0.0)	—	—	96.8	3.2	—
	時間管理なし (管理監督者)	100.0(2.0)	19.2	5.3	16.2	46.8	12.4
	時間管理なし (機密の事務を取り扱う者)	100.0(0.1)	—	—	—	100.0	—
	研究開発業務従事者	100.0(0.0)	—	20.3	13.7	66.0	—
	その他	100.0(2.8)	0.1	0.0	2.1	67.7	30.1
	わからない	100.0(3.1)	5.0	1.7	2.7	48.1	41.9

勤務間インターバル時間を11時間以上取得する義務を課した場合の支障

勤務間インターバル時間を11時間以上取得する義務を課した場合に生じる支障

(MA)

割合 (%)	計	業務の性質上、 始業・終業時 刻を柔軟に調 整できない	残業時間が減 少することで、 業務が終わら なくなる	シフト制勤務 等、始業時間 が固定されて おりずらせな い	子育て・介護 等の自身の都 合で、勤務時 間を柔軟に変 更できない	残業時間が減 少することに 伴い残業代が 減る	海外とのやり とりなどがあ り、インター バルを確保で きない	その他	特段の支障は ない
全労働者計	100.0 (11.4)	24.7	21.5	9.7	9.4	2.8	1.1	8.7	21.8
林業	100.0(0.1)	10.0	3.6	8.2	25.4	—	—	—	52.8
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0(0.0)	12.8	38.2	31.9	—	—	—	—	17.2
建設業	100.0(7.2)	57.3	16.2	0.9	—	0.8	—	0.3	8.7
製造業	100.0(8.2)	10.9	45.8	3.8	2.3	3.1	—	19.9	15.2
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0(0.3)	35.5	41.2	—	14.3	—	—	—	8.9
情報通信業	100.0(2.9)	15.6	36.7	8.8	0.3	0.2	13.2	0.8	24.3
運輸業、郵便業	100.0(12.2)	38.8	10.2	9.8	0.5	11.2	0.3	3.5	37.8
卸売業、小売業	100.0(22.9)	28.6	18.7	—	35.0	—	1.3	1.6	16.1
金融業、保険業	100.0(1.9)	—	30.7	3.4	8.5	—	4.7	11.9	40.7
不動産業、物品賃貸業	100.0(3.2)	16.9	26.4	0.2	16.9	12.1	2.8	3.9	23.3
学術研究、専門・技術サービス業	100.0(2.6)	18.7	53.1	1.0	2.7	4.4	2.5	5.0	12.2
宿泊業、飲食サービス業	100.0(12.8)	20.6	5.4	16.8	—	0.3	—	36.9	21.9
生活関連サービス業、娯楽業 (家事サービス業を除く)	100.0(2.6)	21.3	7.8	16.0	0.3	0.9	—	16.8	37.1
教育、学習支援業	100.0(3.7)	28.1	15.2	7.2	3.2	—	4.7	16.1	24.5
医療、福祉業	100.0(12.0)	1.0	41.9	28.3	1.0	—	—	—	14.6
複合サービス事業	100.0(0.2)	5.7	50.6	18.4	—	—	—	—	7.1
サービス業（他に分類されないもの） (外国公務を除く)	100.0(7.1)	34.0	6.4	21.9	0.0	7.4	—	0.7	36.9

(注) 平均的な勤務間インターバル時間を11時間未満と回答した労働者に限る。112

勤務間インターバル時間

勤務間インターバル時間を11時間以上取得する義務を課した場合に生じる支障

(MA)

割合 (%)		計	業務の性質上、始業・終業時刻を柔軟に調整できない	残業時間が減少することで、業務が終わらなくなる	シフト制勤務等、始業時間が固定されておりずらせない	子育て・介護等の自身の都合で、勤務時間を柔軟に変更不能い	残業時間が減少することに伴い残業代が減る	海外とのやりとりなどがあり、インターバルを確保できない	その他	特段の支障はない
全労働者計		100.0 (11.4)	24.7	21.5	9.7	9.4	2.8	1.1	8.7	21.8
企業規模	1～9人	100.0(6.9)	51.1	7.8	—	—	4.2	—	1.4	18.2
	10～29人	100.0(13.0)	57.2	9.5	2.3	4.2	8.8	—	—	14.5
	30～49人	100.0(3.5)	8.4	55.1	5.0	—	—	—	5.7	12.1
	50～99人	100.0(18.9)	11.1	20.5	5.8	39.5	0.2	2.0	1.5	19.6
	100～299人	100.0(14.3)	9.8	36.4	29.2	0.1	0.3	0.1	16.6	12.1
	300～499人	100.0(4.0)	21.8	16.1	11.4	0.0	3.5	—	1.6	45.5
	500～999人	100.0(7.2)	35.3	16.1	7.9	3.9	0.0	1.4	1.7	34.6
	1000人以上	100.0(32.2)	20.3	21.6	9.3	3.3	3.5	2.0	17.5	26.5
事業所規模	1～9人	100.0(8.5)	41.2	6.3	5.5	—	3.4	1.1	3.9	24.8
	10～29人	100.0(28.9)	31.0	8.1	1.3	27.7	4.0	—	16.9	11.3
	30～49人	100.0(9.0)	15.4	42.8	3.2	0.1	—	—	8.0	24.9
	50～99人	100.0(17.0)	22.4	25.9	11.5	0.7	1.1	3.1	1.0	34.6
	100～299人	100.0(19.0)	18.1	22.7	22.6	0.4	1.4	0.3	9.9	26.6
	300人以上	100.0(17.7)	20.5	34.6	13.6	6.6	5.0	2.7	4.4	18.6
就業形態	正社員 ^{*1}	100.0(80.8)	25.0	26.0	9.6	2.3	2.9	1.4	10.2	22.2
	契約社員又は嘱託社員 ^{*2}	100.0(3.6)	35.9	3.9	28.9	0.6	10.8	—	1.1	22.5
	パート又はアルバイト ^{*3}	100.0(14.5)	20.5	—	6.6	51.4	—	—	2.9	18.2

*1：常用労働者のうち、正社員と呼称される者 *2：常用労働者のうち、契約社員又は嘱託社員と呼称される者

*3：常用労働者のうち、パートタイム労働者又はアルバイト労働者と呼称される者

(注) 平均的な勤務間インターバル時間を11時間未満と回答した労働者に限る。113

勤務間インターバル時間を11時間以上取得する義務を課した場合の支障

勤務間インターバル時間を11時間以上取得する義務を課した場合に生じる支障

(注) 平均的な勤務間インターバル時間を11時間未満と回答した労働者に限る。

(MA)

割合 (%)		計	業務の性質上、始業・終業時刻を柔軟に調整できない	残業時間が減少することで、業務が終わらなくなる	シフト制勤務等、始業時間が固定されておりずらせない	子育て・介護等の自身の都合で、勤務時間を柔軟に変更不能	残業時間が減少することに伴い残業代が減る	海外とのやりとりなどがあり、インターバルを確保できない	その他	特段の支障はない
全労働者計		100.0 (11.4)	24.7	21.5	9.7	9.4	2.8	1.1	8.7	21.8
現在の職業	管理的職業従事者	100.0 (20.6)	29.2	10.8	6.3	0.4	2.0	2.0	23.5	28.1
	専門的・技術的職業従事者	100.0 (16.3)	30.8	28.7	4.9	4.4	3.3	1.2	7.3	12.4
	事務従事者	100.0 (16.3)	29.9	27.0	6.5	6.8	1.8	1.9	0.7	27.2
	販売従事者	100.0 (15.2)	6.4	22.4	0.0	49.0	—	0.6	2.4	19.2
	サービス職業従事者	100.0 (11.5)	10.3	19.7	34.3	0.0	0.0	—	5.3	19.2
	保安職業従事者	100.0 (3.9)	60.2	—	39.8	—	13.3	—	—	—
	林業従事者	100.0 (0.0)	13.5	—	—	34.5	—	—	—	52.0
	生産工程従事者	100.0 (4.3)	17.6	44.3	5.5	—	6.0	—	27.8	6.6
	輸送・機械運転従事者	100.0 (3.7)	62.6	8.6	15.2	—	12.0	—	6.3	14.0
	建設・採掘従事者	100.0 (1.8)	46.3	19.5	1.4	—	1.9	—	—	32.0
	運搬・清掃・包装等従事者	100.0 (2.4)	4.4	28.5	8.6	—	12.1	0.1	2.1	44.1
	上記以外	100.0 (3.8)	7.2	34.4	1.4	—	—	3.4	3.6	49.0

勤務間インターバル時間を11時間以上取得する義務を課した場合の支障

勤務間インターバル時間を11時間以上取得する義務を課した場合に生じる支障

(注) 平均的な勤務間インターバル時間を11時間未満と回答した労働者に限る。
(MA)

割合 (%)		計	業務の性質上、 始業・終業時 刻を柔軟に調 整できない	残業時間が減 少することで、 業務が終わら なくなる	シフト制勤務 等、始業時間 が固定されて おりずらせな い	子育て・介護 等の自身の都 合で、勤務時 間を柔軟に変 更できない	残業時間が減 少することに 伴い残業代が 減る	海外とのやり とりなどがあ り、インター バルを確保で きない	その他	特段の支障は ない
全労働者計		100.0 (11.4)	24.7	21.5	9.7	9.4	2.8	1.1	8.7	21.8
労働時間制度	通常の労働時間制度	100.0 (56.4)	16.7	24.7	7.5	14.0	1.4	0.9	5.0	25.7
	フレックスタイム制	100.0 (13.8)	36.8	33.5	2.8	10.5	1.0	3.4	2.4	11.6
	変形労働時間制	100.0 (16.9)	29.4	6.4	30.0	0.1	7.7	—	27.4	10.6
	専門業務型裁量労働制	100.0 (1.2)	44.0	32.4	—	0.6	—	2.6	2.7	17.8
	企画業務型裁量労働制	100.0 (0.0)	77.2	—	—	—	—	—	22.8	—
	事業場外みなし労働時間制	100.0 (0.3)	99.5	—	—	0.5	—	—	—	—
	高度プロフェッショナル制度	100.0 (0.3)	—	—	—	—	—	—	100.0	—
	時間管理なし (管理監督者)	100.0 (7.2)	46.7	12.6	0.2	0.4	—	—	0.1	40.0
	時間管理なし (機密の事務を取り扱う者)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	研究開発業務従事者	100.0 (0.1)	—	40.3	—	—	—	—	—	59.7
	その他	100.0 (0.6)	2.7	7.5	—	1.5	5.5	1.0	53.1	28.7
	わからない	100.0 (2.6)	33.3	14.9	0.2	—	20.1	5.7	13.5	12.3

1 か月あたりの平均残業時間×勤務間インターバル時間数

1 か月あたりの平均残業時間*¹ ×勤務間インターバル時間数

(SA)

割合 (%)		計	勤務間インターバル時間数				
			9 時間未満	9 時間以上 10 時間未満	10 時間以上 11 時間未満	11 時間以上	2 日以上連続で 勤務することがない
全労働者計		100.0	2.7	4.3	4.3	77.4	10.6
1 か月あたりの平均残業時間	45時間以下	100.0(91.7)	2.3	3.7	3.1	80.0	10.1
	45時間超 60時間以下	100.0(5.2)	7.2	13.3	17.4	59.5	2.1
	60時間超 80時間以下	100.0(1.2)	9.9	6.8	38.0	41.1	4.2
	80時間超 100時間未満	100.0(0.3)	26.4	27.8	21.9	23.9	—
	100時間以上	100.0(0.1)	7.7	52.5	26.5	6.1	7.3

* 1 : 所定労働日における所定外労働時間、所定休日における労働時間、法定休日における労働時間の合計を指す。

2. 個人調査

01 基本属性

02 労働時間制度等

03 年次有給休暇

04 勤務間インターバル

05 健康管理

06 テレワーク

07 副業・兼業

健康管理

これまでに利用したことのある健康管理の取組*1

(MA)

割合 (%)		計	会社の定期健康診断	会社の臨時健康診断	会社の相談窓口の利用	会社の産業医の面接指導	会社のストレスチェック	配置転換	代償休暇の取得	インターバル時間の確保	深夜業務の回数制限	勤務時間の短縮	残業時間の制限	その他
全労働者計		100.0	89.3	2.7	1.4	7.2	47.1	4.4	6.1	5.1	3.3	5.7	5.7	5.9
事業所規模	1～9人	100.0 (18.2)	71.4	1.9	0.2	0.6	10.0	1.3	2.6	4.6	11.0	4.2	1.9	22.3
	10～29人	100.0 (24.7)	87.8	0.9	1.4	1.7	28.0	6.2	8.3	2.7	2.0	8.1	4.4	3.8
	30～49人	100.0 (11.2)	91.3	1.7	1.0	2.5	32.6	0.8	8.9	3.9	1.8	4.6	4.1	2.1
	50～99人	100.0 (13.2)	96.1	0.5	1.9	16.9	59.3	2.1	3.3	3.5	1.3	5.3	3.2	1.6
	100～299人	100.0 (15.6)	97.4	3.0	1.4	10.3	80.3	7.9	7.9	6.7	0.6	4.8	5.6	0.9
	300人以上	100.0 (17.0)	96.8	8.2	2.8	14.9	84.1	5.9	5.4	10.0	2.0	5.8	14.7	1.8
就業形態	正社員*2	100.0 (77.3)	95.9	3.2	1.6	8.7	51.7	4.4	5.4	6.0	1.0	4.9	6.8	2.0
	契約社員又は嘱託社員*3	100.0 (5.2)	95.2	2.0	1.4	3.3	53.1	1.5	10.6	3.1	1.6	5.8	2.8	2.7
	パート又はアルバイト*4	100.0 (14.6)	59.6	0.4	1.0	1.7	28.4	5.9	8.8	1.6	8.7	10.8	1.3	20.7

*1：会社の制度の中で利用したもの。自ら個人的に行ったものは除く。

*2：常用労働者のうち、正社員と呼称される者

*3：常用労働者のうち、契約社員又は嘱託社員と呼称される者

*4：常用労働者のうち、パートタイム労働者又はアルバイト労働者と呼称される者

2. 個人調査

01 基本属性

02 労働時間制度等

03 年次有給休暇

04 勤務間インターバル

05 健康管理

06 テレワーク

07 副業・兼業

テレワーク

テレワークを行う頻度*¹

(SA)

テレワークを行う頻度	割合
テレワークを実施することはない	88.5
1 週あたり 1 ～ 2 日	2.9
1 週あたり 3 ～ 4 日	1.3
1 週あたり 5 日以上	0.7
不定期	5.2
無回答・不詳	1.3

テレワーク中の中抜け時間*²の取扱い

(MA)

中抜け時間の取扱い	割合
中抜け時間の有無にかかわらず、1 日の労働時間分勤務したものとされる	22.4
中抜け分が賃金から差し引かれる	18.1
中抜け分だけ勤務時間を延長している	16.4
半日単位や時間単位の年次有給休暇や特別休暇を取得している	14.7
特に決まっていない	21.2
業務が中断できず、中抜けができない	7.7

テレワーク中の中抜け時間*²（1 日）

(SA)

テレワーク中の中抜け時間	割合
15分未満	11.2
15分以上30分未満	9.0
30分以上 1 時間未満	14.9
1 時間以上 2 時間未満	9.1
2 時間以上	4.5
中抜けは発生しない	49.2

* 1：1 日の所定労働時間の半分以上テレワークを行う平均頻度

* 2：勤務時間内に一時的に仕事から離れて、再度仕事に戻るまでの時間を指す。就業規則に規定されている休憩時間は含まない。

テレワークを行う頻度

テレワークを行う頻度*1

(SA)

割合 (%)		計	テレワークを実施 することはない	1 週あたり 1～2 日	1 週あたり 3～4 日	1 週あたり 5 日以上	不定期
全労働者計		100.0	88.5	2.9	1.3	0.7	5.2
産業	林業	100.0(0.1)	96.8	—	—	—	1.9
	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0(0.0)	91.3	—	—	—	2.9
	建設業	100.0(5.8)	88.4	3.2	1.5	0.5	1.3
	製造業	100.0(16.2)	91.2	0.4	0.2	0.2	8.0
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0(0.4)	67.6	—	—	—	31.6
	情報通信業	100.0(3.7)	41.7	19.3	11.1	12.9	15.1
	運輸業、郵便業	100.0(6.1)	89.4	1.6	0.1	0.2	5.0
	卸売業、小売業	100.0(20.0)	92.0	3.4	2.1	—	1.4
	金融業、保険業	100.0(2.8)	84.6	4.9	4.5	0.2	5.9
	不動産業、物品賃貸業	100.0(2.1)	86.4	7.5	0.2	0.2	4.4
	学術研究、専門・技術サービス業	100.0(3.5)	66.2	10.7	4.8	1.5	16.7
	宿泊業、飲食サービス業	100.0(7.6)	93.6	0.3	—	—	6.0
	生活関連サービス業、娯楽業 (家事サービス業を除く)	100.0(3.4)	91.6	3.5	0.1	0.4	2.5
	教育、学習支援業	100.0(3.5)	93.3	1.0	0.7	0.2	3.7
	医療、福祉業	100.0(15.1)	98.7	—	—	—	0.6
	複合サービス事業	100.0(0.8)	95.6	—	0.3	0.5	1.5
	サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く）	100.0(9.1)	80.8	4.0	0.6	1.1	10.7

* 1 : 1 日の所定労働時間の半分以上テレワークを行う平均頻度

テレワークを行う頻度

テレワークを行う頻度^{*1}

(SA)

割合 (%)		計	テレワークを 実施することはない	1 週あたり 1 ～ 2 日	1 週あたり 3 ～ 4 日	1 週あたり 5 日以上	不定期
全労働者計		100.0	88.5	2.9	1.3	0.7	5.2
事業 所 規 模	1 ～ 9 人	100.0(18.2)	92.1	1.7	0.5	0.3	3.9
	10 ～ 29 人	100.0(24.7)	94.8	1.1	0.2	0.5	2.6
	30 ～ 49 人	100.0(11.2)	90.0	2.7	0.9	0.5	2.2
	50 ～ 99 人	100.0(13.2)	91.3	2.9	1.5	0.3	2.8
	100 ～ 299 人	100.0(15.6)	88.6	2.6	1.7	0.5	5.6
	300 人以上	100.0(17.0)	72.3	7.5	3.8	2.2	13.8
就 業 形 態	正社員 ^{*2}	100.0(77.3)	86.4	3.6	1.7	0.8	6.5
	契約社員又は嘱託社員 ^{*3}	100.0(5.2)	91.9	2.1	0.7	1.4	2.9
	パート又はアルバイト ^{*4}	100.0(14.6)	96.9	0.1	0.1	0.1	0.4

* 1 : 1 日の所定労働時間の半分以上テレワークを行う平均頻度

* 2 : 常用労働者のうち、正社員と呼称される者

* 3 : 常用労働者のうち、契約社員又は嘱託社員と呼称される者

* 4 : 常用労働者のうち、パートタイム労働者又はアルバイト労働者と呼称される者

テレワークを行う頻度

テレワークを行う頻度*¹

(SA)

割合 (%)		計	テレワークを 実施することはない	1 週あたり 1 ～ 2 日	1 週あたり 3 ～ 4 日	1 週あたり 5 日以上	不定期
全労働者計		100.0	88.5	2.9	1.3	0.7	5.2
現在の職業	管理的職業従事者	100.0 (12.4)	83.8	2.2	0.6	0.1	12.4
	専門的・技術的職業従事者	100.0 (16.7)	82.8	4.8	3.0	1.9	6.8
	事務従事者	100.0 (24.4)	83.3	5.6	1.9	1.4	7.1
	販売従事者	100.0 (11.2)	95.4	1.2	0.8	0.4	0.8
	サービス職業従事者	100.0 (11.5)	95.3	1.3	0.5	0.1	2.5
	保安職業従事者	100.0 (1.5)	100.0	—	—	—	—
	林業従事者	100.0 (0.1)	98.1	—	—	—	1.3
	生産工程従事者	100.0 (8.2)	97.6	0.1	0.7	—	1.6
	輸送・機械運転従事者	100.0 (2.2)	89.9	—	—	—	2.0
	建設・採掘従事者	100.0 (1.6)	90.3	0.4	1.9	—	3.7
	運搬・清掃・包装等従事者	100.0 (3.6)	90.5	—	—	—	0.5
	上記以外	100.0 (6.3)	92.5	3.0	0.9	—	2.8

* 1 : 1 日の所定労働時間の半分以上テレワークを行う平均頻度

テレワークを行う頻度

テレワークを行う頻度*¹

(SA)

割合 (%)		計	テレワークを 実施することはない	1 週あたり 1 ～ 2 日	1 週あたり 3 ～ 4 日	1 週あたり 5 日以上	不定期
全労働者計		100.0	88.5	2.9	1.3	0.7	5.2
適用されている 労働時間制度	通常の労働時間制度	100.0(66.7)	91.2	2.1	0.9	0.8	3.3
	フレックスタイム制	100.0(8.1)	53.0	15.1	7.1	1.6	22.8
	変形労働時間制	100.0(15.5)	95.4	0.1	0.0	—	3.8
	専門業務型裁量労働制	100.0(0.6)	45.6	28.9	2.8	7.7	15.0
	企画業務型裁量労働制	100.0(0.1)	41.0	10.7	32.0	4.9	11.4
	事業場外みなし労働時間制	100.0(0.1)	92.1	2.6	—	—	5.3
	高度プロフェッショナル制度	100.0(0.0)	96.8	—	3.2	—	—
	時間管理なし (管理監督者)	100.0(2.0)	80.4	4.0	0.5	0.3	14.8
	時間管理なし (機密の事務を取り扱う者)	100.0(0.1)	97.8	—	—	—	2.2
	研究開発業務従事者	100.0(0.0)	81.8	13.7	—	—	4.6
	その他	100.0(2.8)	96.2	0.1	1.5	0.1	2.1
	わからない	100.0(3.1)	97.5	0.7	0.3	—	1.5

* 1 : 1 日の所定労働時間の半分以上テレワークを行う平均頻度

2. 個人調査

- 01 基本属性
- 02 労働時間制度等
- 03 年次有給休暇
- 04 勤務間インターバル
- 05 健康管理
- 06 テレワーク
- 07 副業・兼業

副業・兼業

副業・兼業の有無・副業先^{*1}

(MA)

副業・兼業の有無・副業先	割合
本業の関連会社 ^{*2} で副業・兼業を行っている	0.7
本業の関連会社以外で副業・兼業を行っている	2.3
副業・兼業は行っていない	96.4
無回答・不詳	0.6

副業・兼業に従事している時間（1か月）

(SA)

副業・兼業に従事している時間	割合
20時間以下	59.8
20時間超45時間以下	21.8
45時間超60時間以下	9.0
60時間超80時間以下	4.4
80時間超100時間未満	1.1
100時間以上	1.0
無回答・不詳	2.9

本業の関連会社で副業・兼業をすることとした理由

(MA)

本業の関連会社で副業・兼業をすることとした理由	割合
本業先から紹介・推薦されたから	35.8
本業の仕事に関係し、成長につながると思ったから	31.4
本業先との業務量の調整が行いやすいと思ったから	5.6
本業先との労働時間管理が行いやすいと思ったから	4.3
関連会社以外での副業・兼業が禁止されているから	-
その他	19.2

* 1：自身で副業・兼業だと考えている仕事先

* 2：会社等及び当該会社等の子会社が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、子会社以外の他の会社等の財務・営業・事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における会社等

副業・兼業の有無・副業先

副業・兼業の有無・副業先^{*1}

(MA)

割合 (%)		計	本業の関連会社 ^{*2} で 副業・兼業を行っている	本業の関連会社以外で 副業・兼業を行っている	副業・兼業は行っていない
全労働者計		100.0	0.7	2.3	96.4
事業所規模	1～9人	100.0(18.2)	2.0	1.9	95.0
	10～29人	100.0(24.7)	0.1	2.8	96.4
	30～49人	100.0(11.2)	—	2.4	97.4
	50～99人	100.0(13.2)	0.5	2.5	96.6
	100～299人	100.0(15.6)	0.5	2.5	96.6
	300人以上	100.0(17.0)	0.7	1.8	97.1
就業形態	正社員 ^{*3}	100.0(77.3)	0.4	1.9	97.2
	契約社員又は嘱託社員 ^{*4}	100.0(5.2)	2.5	3.8	93.8
	パート又はアルバイト ^{*5}	100.0(14.6)	0.3	4.3	94.6

* 1 : 自身で副業・兼業だと考えている仕事先

* 2 : 会社等及び当該会社等の子会社が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、子会社以外の他の会社等の財務・営業・事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における会社等

* 3 : 常用労働者のうち、正社員と呼称される者

* 4 : 常用労働者のうち、契約社員又は嘱託社員と呼称される者

* 5 : 常用労働者のうち、パートタイム労働者又はアルバイト労働者と呼称される者

副業・兼業の有無×所定労働時間

副業・兼業の有無×残業時間

副業・兼業の有無 × 所定労働時間^{*1}

(注) 所定労働時間は本業先の労働時間に限る。

(SA)

割合 (%)		計	本業の所定労働時間				
			30時間以下	30時間超 35時間以下	35時間超 40時間以下	40時間超 44時間以下	44時間超
全労働者計		100.0	13.2	6.4	56.4	16.8	5.6
副業・兼業の有無	本業の関連会社 ^{*2} で副業・兼業を行っている	100.0(0.7)	32.1	1.8	34.7	18.3	13.1
	本業の関連会社以外で副業・兼業を行っている	100.0(2.3)	23.3	7.9	48.5	12.8	6.4
	副業・兼業は行っていない	100.0(96.4)	12.8	6.4	56.9	16.8	5.5

副業・兼業の有無 × 1か月あたりの平均残業時間^{*3}

(注) 平均残業時間は本業先の労働時間に限る。

(SA)

割合 (%)		計	本業の1か月あたりの平均残業時間				
			45時間以下	45時間超 60時間以下	60時間超 80時間以下	80時間超 100時間未満	100時間以上
全労働者計		100.0	91.7	5.2	1.2	0.3	0.1
副業・兼業の有無	本業の関連会社 ^{*2} で副業・兼業を行っている	100.0(0.7)	70.4	21.0	—	7.1	1.5
	本業の関連会社以外で副業・兼業を行っている	100.0(2.3)	94.4	2.0	2.2	0.6	0.5
	副業・兼業は行っていない	100.0(96.4)	91.8	5.2	1.2	0.3	0.1

*1：雇用契約上の始業から終業までのうち、休憩を除いた時間の合計。残業時間は含まない。30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げて回答。みなし労働時間制が適用されている場合は、その時間を回答。

*2：会社等及び当該会社等の子会社が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、子会社以外の他の会社等の財務・営業・事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における会社等

*3：所定労働日における所定外労働時間、所定休日における労働時間、法定休日における労働時間の合計を指す。

副業・兼業の従事時間×平均残業時間

副業・兼業の従事時間 × 1 か月あたりの平均残業時間^{* 1}

(注) 平均残業時間は本業先の労働時間に限る。

(SA)

割合 (%)		計	本業の 1 か月あたりの平均残業時間				
			45時間以下	45時間超 60時間以下	60時間超 80時間以下	80時間超 100時間未満	100時間以上
全労働者計		100.0(3.0)	89.5	6.2	1.7	2.1	0.4
副業・兼業に従事 している時間	20時間以下	100.0(59.8)	91.8	2.8	2.0	3.0	0.1
	20時間超45時間以下	100.0(21.8)	94.3	4.0	1.1	0.6	—
	45時間超60時間以下	100.0(9.0)	77.6	14.2	2.9	1.6	3.7
	60時間超80時間以下	100.0(4.4)	45.5	53.5	—	—	—
	80時間超100時間未満	100.0(1.1)	100.0	—	—	—	—
	100時間以上	100.0(1.0)	100.0	—	—	—	—

* 1 : 所定労働日における所定外労働時間、所定休日における労働時間、法定休日における労働時間の合計を指す。